

第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

令和元年 11 月

富田林市

市長挨撈

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の対象	2
5. 住民の意見の反映と情報公開	2
第2章 富田林市の子ども・子育てを取り巻く状況	3
1. 近年の人口の推移と割合	3
2. 人口構造	4
3. 出生の状況	5
4. 人口動態（自然動態と社会動態）の推移	6
5. 婚姻の状況	7
6. 子どものいる世帯の状況	8
7. 女性の就業状況	10
8. 人口の推計	11
9. 子どもの人口推計	12
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況	14
1. 幼児教育・保育サービスの状況	14
2. 地域子ども・子育て支援事業などの状況	16
3. 小学生児童数及び学童クラブの状況	18
4. 経済的支援の状況	21
5. インターネットによる広報	22
第4章 ニーズ調査結果について	23
1. 調査概要	23
2. 結果概要	24
3. 第2期計画をめぐる様々な視点	37
第5章 基本理念と施策体系	39
1. 第2期計画の基本理念	39
2. 施策体系	40
第6章 子ども・子育て支援の充実	42
1. 教育・保育の量の見込みと確保方策	42
2. 教育・保育の一体的提供・円滑な利用・質の確保	46
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47

4. すべての子どもと子育て家庭を支える支援.....	57
第7章 次世代育成の推進	64
1. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進.....	64
2. 母子の健康と安全の確保	65
3. 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実.....	69
4. 子ども・子育て支援を支える体制の強化.....	73
5. 子どもに安全で安心なまちづくりの推進.....	77
第8章 計画の推進体制	79
1. 子ども・子育て会議の開催	79
2. 庁内体制の整備	79
3. 地域における取り組みや活動の連携.....	79
4. PDCAサイクルによる検証	79
資 料	80
1. 富田林市子ども・子育て会議条例.....	80
2. 富田林市子ども・子育て会議 委員名簿.....	82
3. 計画策定の経緯	83
4. ニーズ調査の自由意見の抜粋→追加予定	

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

富田林市では現在、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」と言う。）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。

しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、子育て家庭への支援を一層強化することが求められる現状となっています。今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、親がどのように子育てをしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となります。また、国際化の進展に伴い、帰国子女や外国人の幼児などの外国につながる幼児・保護者への対応や、児童虐待の防止対策も必要とされています。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の更なる充実と、子どもたちが健やかにたくましく成長できる様々な面での環境整備のため、第1期計画の理念を引き継いだ「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」と言う。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、総合計画などの上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」と母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条及び第12条の「母子家庭及び寡婦自立促進計画」については、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

3. 計画の期間

第2期計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
富田林市子ども・子育て支援事業計画 (2015～2019)					第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画 (2020～2024)				

4. 計画の対象

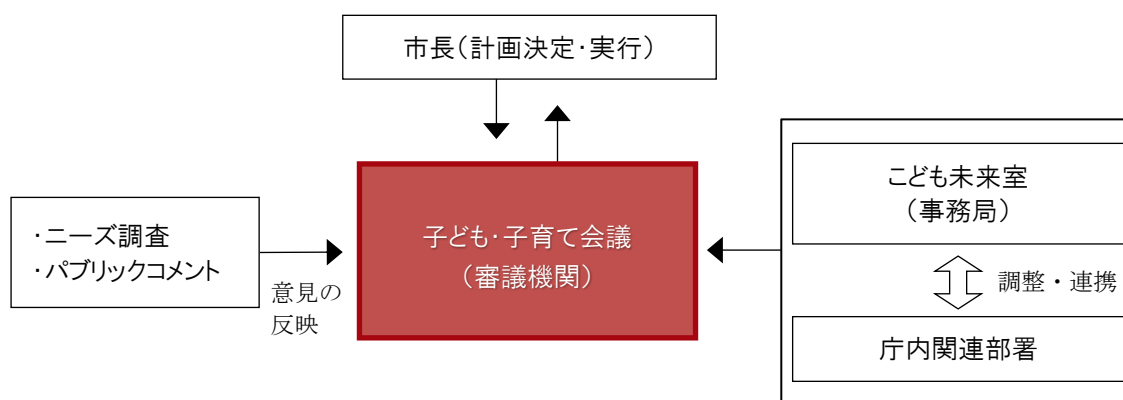
本計画における「子ども」とは、乳幼児から18歳未満または高等学校卒業までの児童生徒とし、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

5. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は市民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

(1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、第2期計画策定に関する協議・検討を行いました。



(2) 「ニーズ調査」の実施

第2期計画の策定に必要な基礎資料を得るため、就学前児童及び小学生児童を扶養している世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、第2期計画の策定及び今後の子育て支援施策などを立案するための基礎資料として利用しました。

(3) パブリックコメントの実施

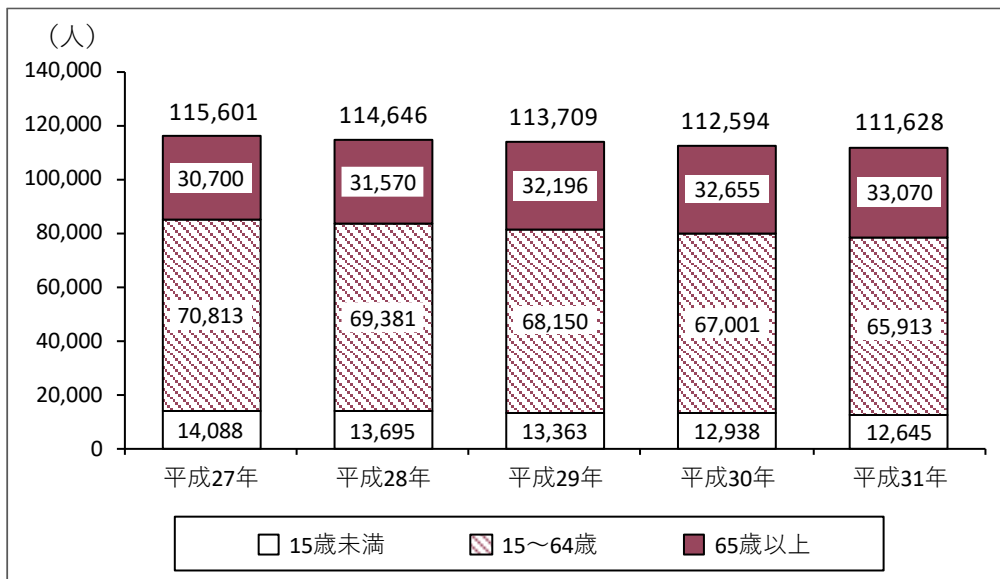
計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

第2章 富田林市の子ども・子育てを取り巻く状況

1. 近年の人口の推移と割合

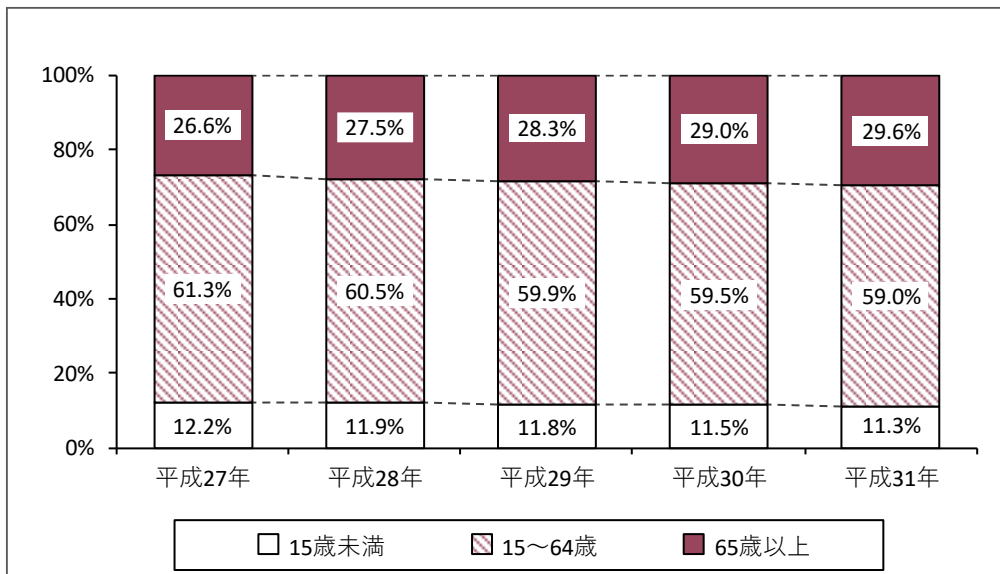
年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が年々進んでいます。

◆人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆人口の割合◆

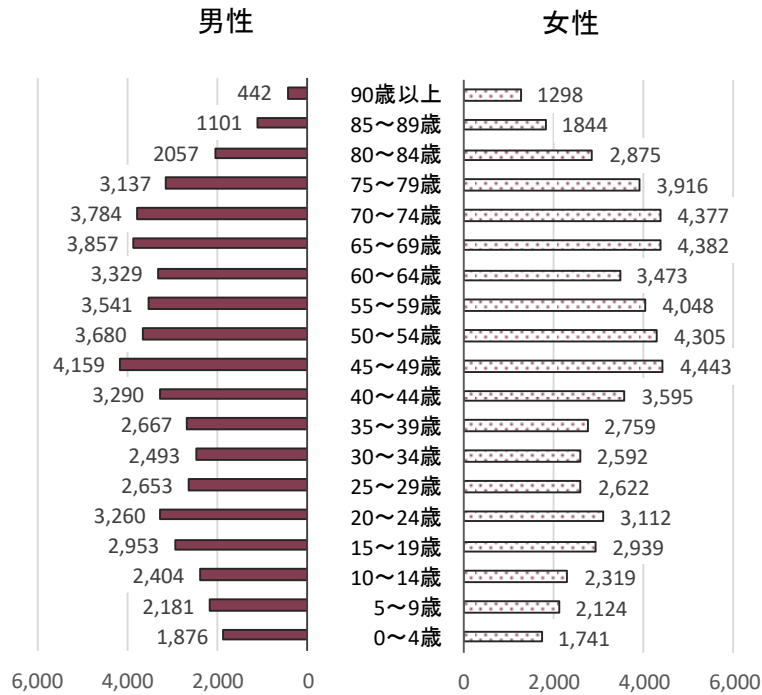


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2. 人口構造

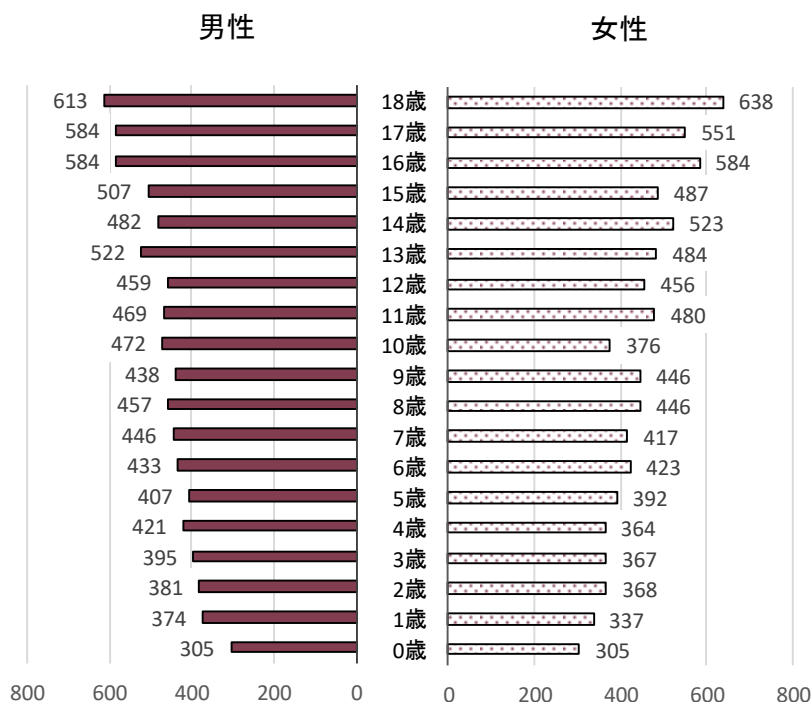
全体では、団塊の世代である65～74歳と団塊ジュニアである45～49歳の人口が多く、15歳未満の子どもの人口が少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級別でみると、年齢が低くなるにつれて減少の傾向となっています。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

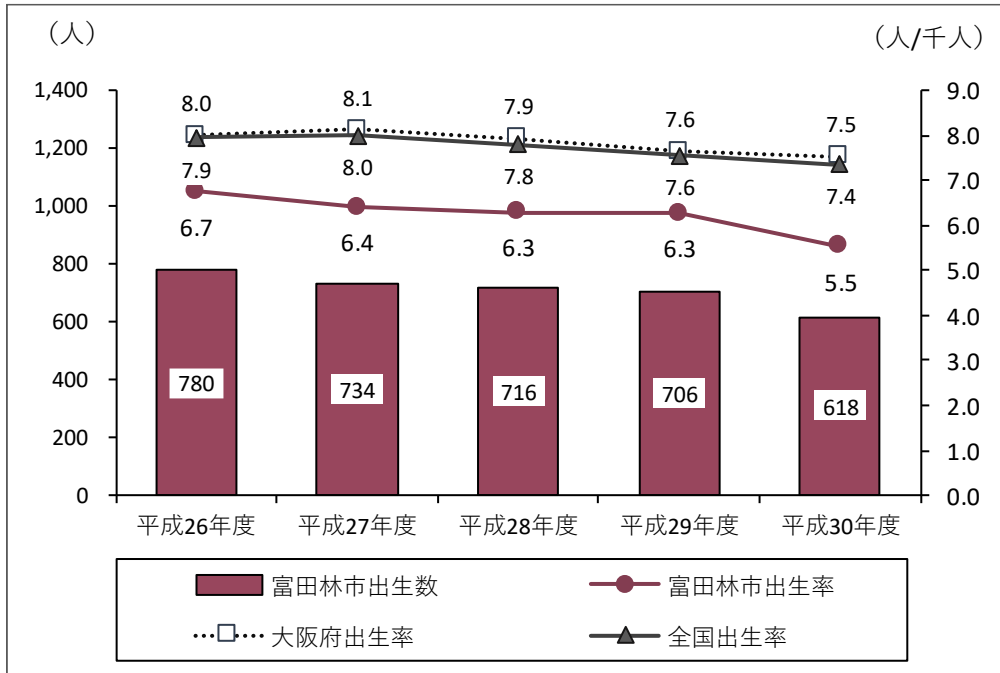


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

3. 出生の状況

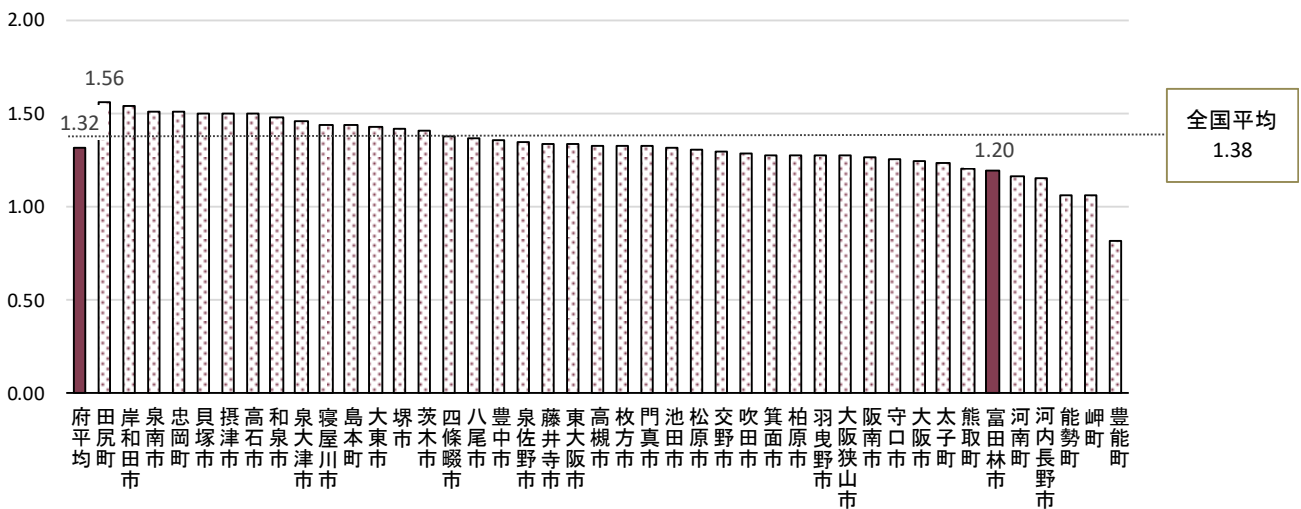
出生数・出生率ともに、近年は横ばいですが、全国及び府と比べて低い値で推移しています。また、合計特殊出生率は府内市町で比較すると、本市は6番目に低くなっています。

◆出生数と出生率◆



資料：富田林市人口動態

◆合計特殊出生率（府内市町比較）◆



資料：人口動態統計特殊報告（H20～H24の値）

4. 人口動態（自然動態と社会動態）の推移

人口動態とは、自然動態と社会動態を合わせた人口の動き（増減）のことを言います。また、自然動態は出生・死亡に伴う人口の動きであり、社会動態は転入・転出に伴う人口の動きです。

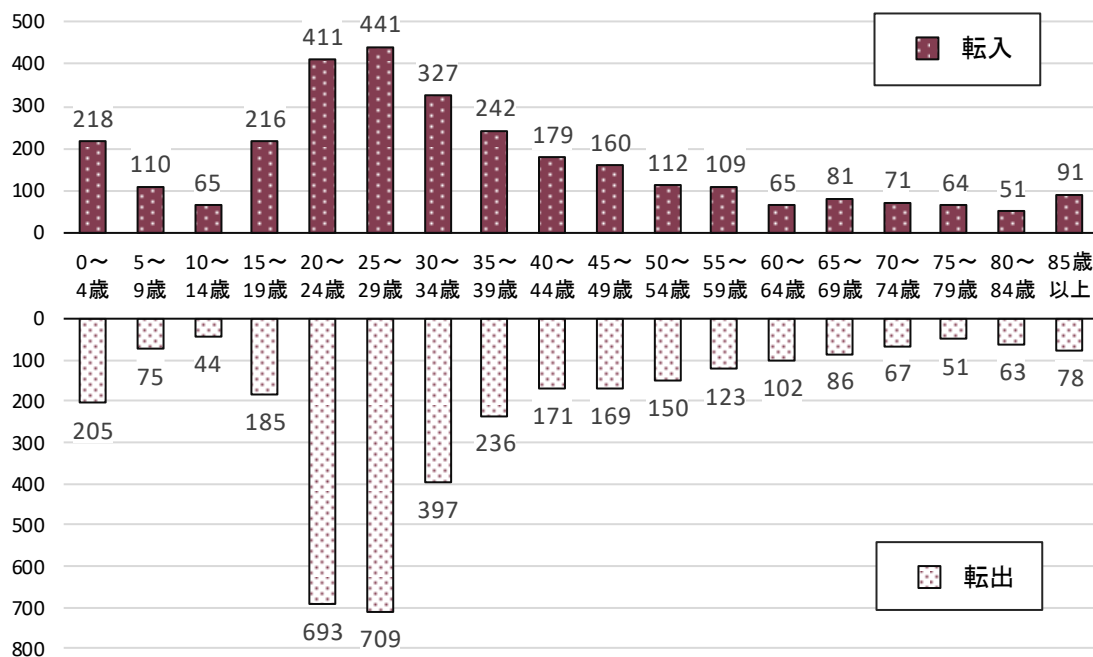
本市の場合、自然動態・社会動態ともに減少で推移しています。また、5歳階級別の転入と転出をみると、0～19歳は転入が多く、20～34歳の転出が多くなっています。

◆自然動態と社会動態◆



資料：富田林市人口動態

◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆

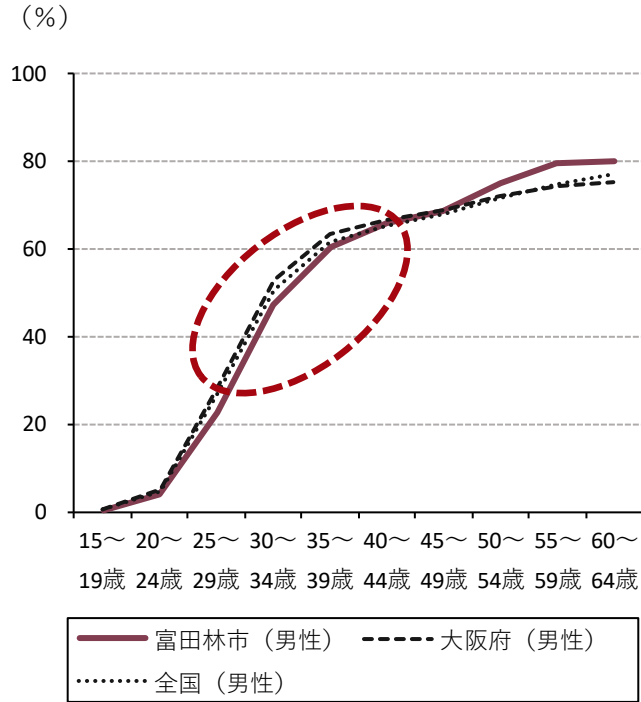


資料：住民基本台帳人口移動報告（平成30年）

5. 婚姻の状況

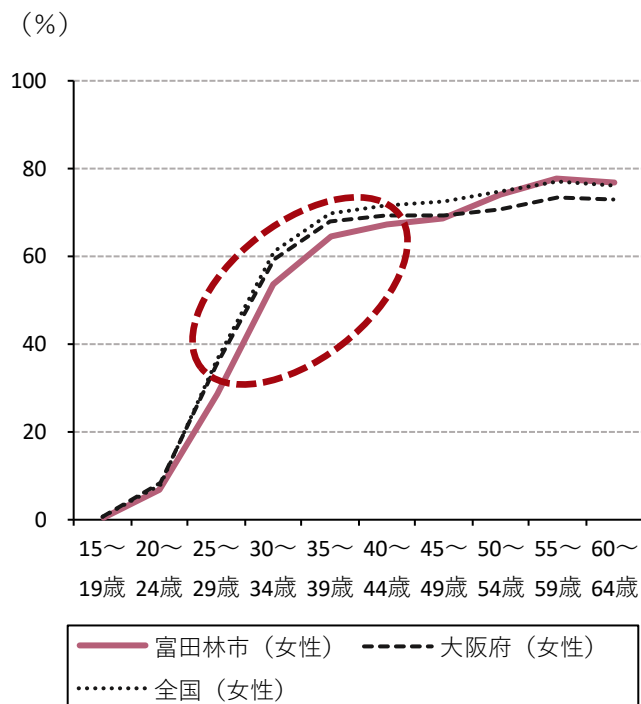
婚姻の状況を示す有配偶率について、全国及び府と比べて、男性・女性ともに子育て世代である25～39歳の有配偶率がやや低くなっています。

◆有配偶率（男性）◆



資料：国勢調査（平成27年）

◆有配偶率（女性）◆

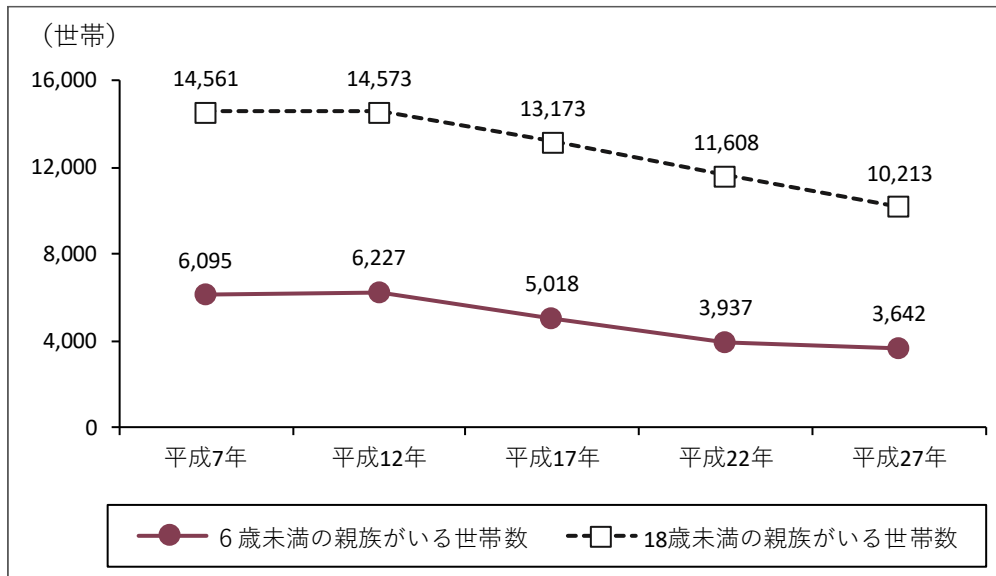


資料：国勢調査（平成27年）

6. 子どものいる世帯の状況

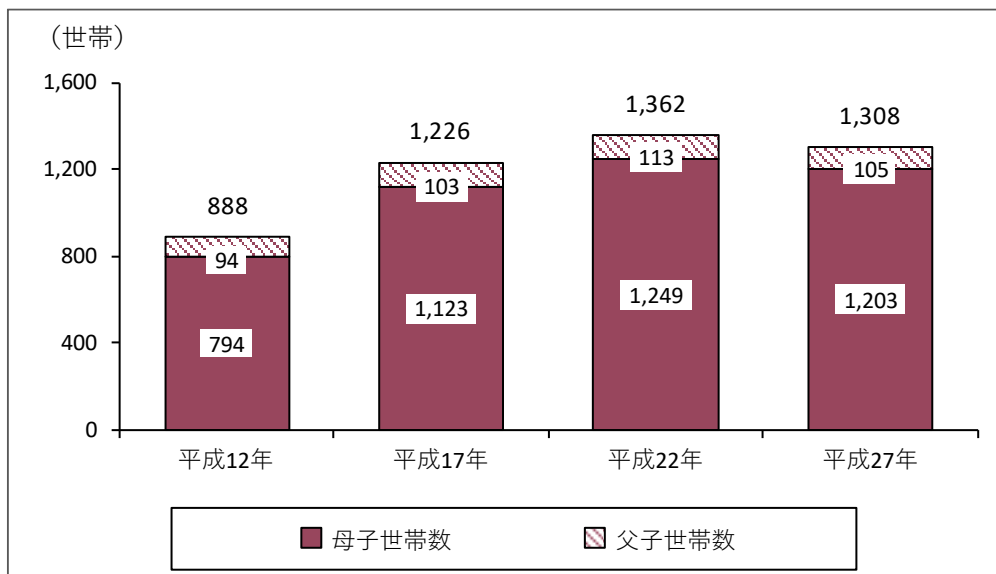
子どものいる世帯数は減少傾向にあり、ひとり親世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年は減少に転じました。

◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

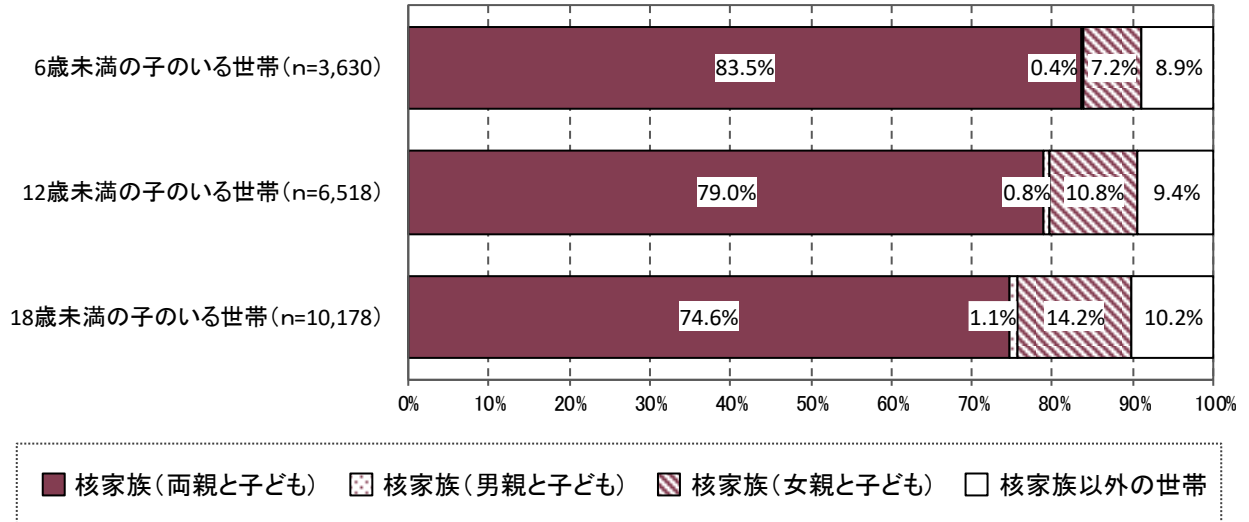
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

また、子どものいる世帯の家族形態をみると、およそ9割が核家族となっており、6歳未満の子のいる世帯では7.6%、18歳未満の子のいる世帯では15.3%でひとり親世帯となっています。核家族やひとり親世帯への子育て支援の充実が一層求められます。

◆子どものいる世帯の家族形態◆

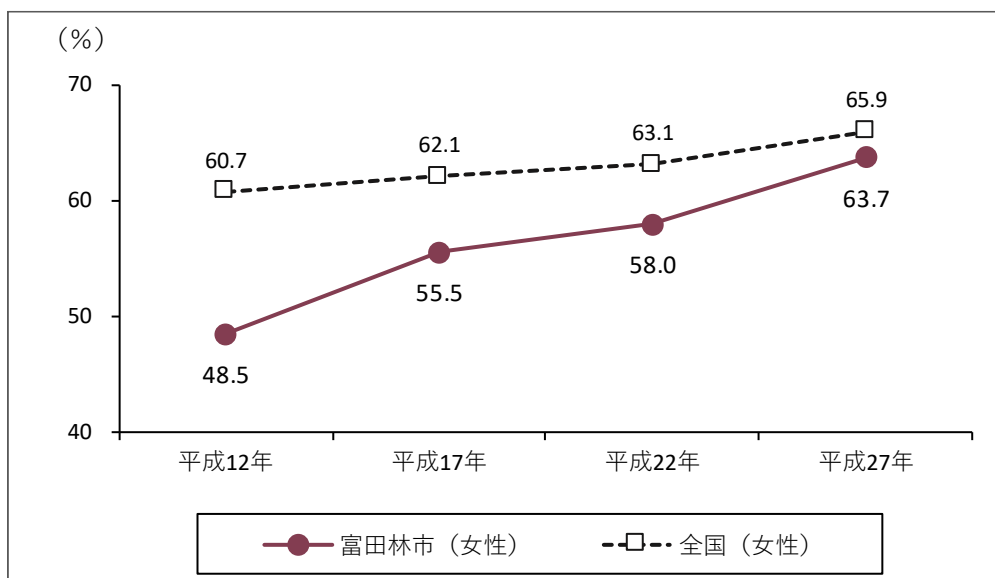


資料：国勢調査（平成27年）

7. 女性の就業状況

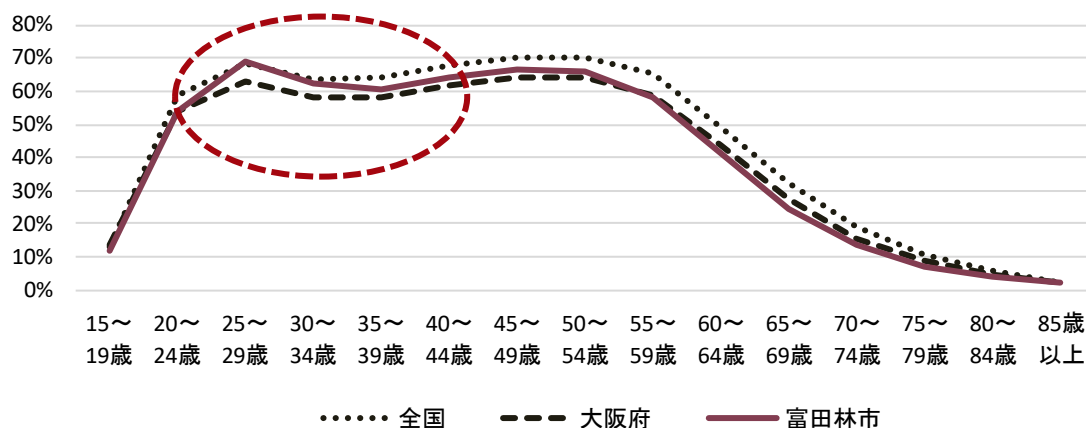
女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、全国平均より低く推移していますが、年々高まっています。また、年齢別に女性の就業率をみると、25～44歳では、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見えることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆女性の就業率（5歳階級別）◆

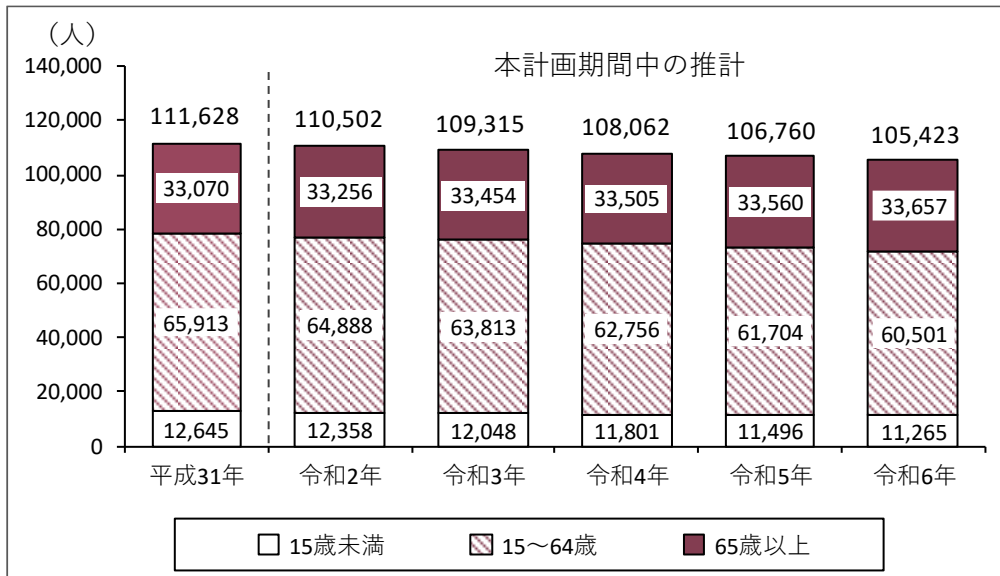


資料：国勢調査（平成27年）

8. 人口の推計

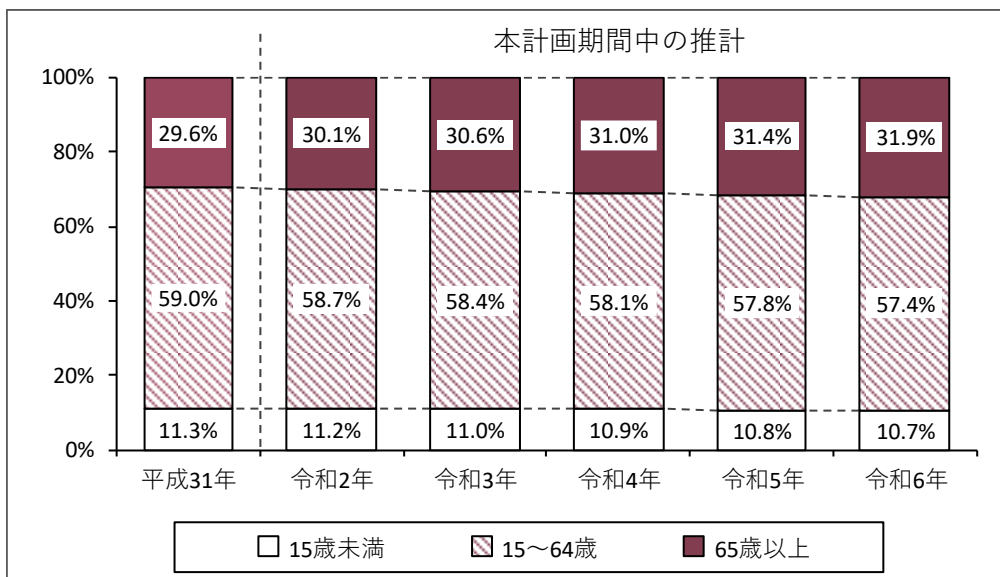
第2期計画期間中の人口推計をみると、全体の人口減少が進行するとともに、三区分別人口の割合から少子高齢化も進行することが予想されます。

◆人口の推移（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆人口の割合（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

9. 子どもの人口推計

第2期計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが予想されます。

◆子どもの人口推計◆

	実績	本計画期間中の推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	610	642	622	600	581	559
1歳	711	633	667	646	623	603
2歳	749	722	642	676	655	632
3歳	762	753	725	645	679	658
4歳	785	766	757	729	649	683
5歳	799	790	770	761	733	653
就学前児童計	4,416	4,306	4,183	4,057	3,920	3,788
6歳	856	802	793	773	764	736
7歳	863	858	804	795	775	766
8歳	903	866	861	807	798	778
9歳	884	906	869	864	809	800
10歳	848	891	913	876	871	815
11歳	949	851	894	916	879	874
小学生児童計	5,303	5,174	5,134	5,031	4,896	4,769
12歳	915	952	854	897	919	882
13歳	1,006	920	957	859	902	924
14歳	1,005	1,006	920	957	859	902
中学生計	2,926	2,878	2,731	2,713	2,680	2,708
15歳	994	1,010	1,011	925	962	863
16歳	1,168	992	1,008	1,009	924	961
17歳	1,135	1,174	997	1,012	1,014	928
高校生計	3,297	3,176	3,016	2,946	2,900	2,752
合計	15,942	15,534	15,064	14,747	14,396	14,017

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆富田林市をめぐる現状◆

人口の推移や人口構造による視点

本市では近年、高齢者（65歳以上）は増加する一方で、65歳未満の人口減少が進んでおり、結果として少子高齢化が進んでいます。人口構造では20歳代後半から30歳代のいわゆる子育て世代の人口が少なく、出生率も近年は国や府と比べて低く推移しており、結果として少子化を進行させています。

自然増減・社会増減による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、社会動態（転入数と転出数の差）も減少で推移しています。転入と転出のバランスは20代で転出超過が見られることから、本市に生まれ育った若者が本市に留まりやすい環境整備が求められます。

家族構成による視点

子どものいる世帯のうち核家族の割合はおよそ9割となっており、ひとり親世帯への支援も含めて、子育て家庭の核家族化を認識した様々な支援を行っていく必要があります。

婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44歳）でみると、国や府と比べて、本市では男性・女性ともに子育て世代である25～39歳の有配偶率がやや低くなっています。その一方で、子育て世代の女性の就業率は高まりが見られ、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

人口推計による視点

全体として、人口減少・少子高齢化の流れは変わることなく、18歳未満の人口についても平成31年と本計画期間終了の令和6年を比較すると、1割以上の減少が見込まれています。

人口推計は厳しい見通しではありますが、子どもの人口減少の原因は主に出生数の低下であることから、子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況

1. 幼児教育・保育サービスの状況

■ 教育・保育の利用状況

○本市の就学前児童は、平成31年4月1日時点で4,416人です。

○就学前児童のうち、保育所を利用している子ども（認可外を含む）は1,874人、幼稚園を利用している子ども（市内・市外、市立、私立を含む）は1,097人です。

○年齢で見ると、0歳児では17%、1～2歳児では46%、3～5歳児では47%が保育所（認可外を含む）を利用しています。また、3～5歳児の47%が幼稚園を利用しています。

○保育所や幼稚園を利用せずに家庭などで子育てされている子どもは1,445人となっていますが、4歳児以上になるとほとんどの子どもが保育所か幼稚園を利用しています。

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
就学前児童（H31.4.1）・・・㉠	610 (100%)	711 (100%)	749 (100%)	762 (100%)	785 (100%)	799 (100%)	4,416
保育所（認可外含む）の利用者（H31.4.1）・・・㉡	102 (17%)	317 (45%)	359 (48%)	362 (48%)	376 (48%)	358 (45%)	1,874
幼稚園の利用者（市内・市外合計）（R1.5.1） ・・・㉢	—	—	—	293 (38%)	390 (50%)	414 (52%)	1,097
家庭などで子育てされている子ども（上記以外） （H31.4.1）・・・㉠-㉡-㉢	508 (83%)	394 (55%)	390 (52%)	107 (14%)	19 (2%)	27 (3%)	1,445

■ 幼稚園・保育所・認定こども園の利用児童数

○平成30年度における各歳別の利用状況は次のとおりです。

(単位：人)

区分等	利用施設	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定 (H30.5.1)	市内公立幼稚園					108	160	268
	市外公立幼稚園					0	0	0
	市内私立幼稚園 (市外からの通園児除く)				242	271	277	790
	市外私立幼稚園				19	28	19	66
	市外認定こども園				17	7	15	39
	小計	0	0	0	278	414	471	1,163
2・3号認定 (H31.3.1)	市内保育所	191	303	334	353	345	358	1,884
	市外保育所	0	2	3	1	2	2	10
	市外認定こども園	1	3	6	4	5	6	25
	認可外保育所	0	0	0	1	0	0	1
	小計	192	308	343	359	352	366	1,920
合計		192	308	343	637	766	837	3,083

※新制度に基づく支給認定を要しない児童についても利用児童数に含めています。

■ 待機児童数

○この待機児童数は「認可保育所への入所を申し込んでおり入所要件に該当しているが、希望する保育所に空きがないなどの理由により、実際には入所していない児童の実数」です。

(単位：人)

種別	年齢	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
保育所	0歳	36	49	23	28	46	43	68	62
	1歳	23	20	30	27	14	33	23	37
	2歳	7	23	9	17	26	11	25	16
	3歳以上	3	4	6	4	7	7	5	9
	計	69	96	68	76	93	94	121	124

(各年3月31日現在)

2. 地域子ども・子育て支援事業などの状況

■ 子育て支援事業の利用状況

○本市における子育て支援事業の利用状況は次のとおりです。

事業名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
一時保育	延べ利用者数	5,384	6,005	5,379	5,597	4,446
休日保育	延べ利用者数	481	479	444	391	333
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	延べ利用者数	110	38	21	94	113
夜間養護 (トワイライトステイ)	延べ利用者数	0	0	0	0	0
つどいの広場	延べ利用世帯数	12,201	12,291	11,810	12,455	11,889
	延べ利用児童数	15,907	16,582	15,377	16,009	15,470
地域子育て支援センター 事業	延べ利用世帯数	3,560	3,184	2,953	2,610	2,475
	延べ利用児童数	4,347	3,965	3,483	3,062	2,910
富田林市ファミリー・ サポート・センター	会員登録数	319	311	299	278	279
	利用者数	1,062	578	526	399	708
富田林市マイ保育園制度/ 保育士による訪問事業	延べ訪問家庭数	3,399	3,635	5,295	5,297	4,717
	留守等含む訪問総数	—	—	21,468	20,356	18,723
母子・父子家庭の自立支援 教育訓練給付金 職業訓練促進給付金 高卒認定合格支援給付金	補助件数	2	0	1	3	10
	支給件数	8	6	10	19	23
	補助件数	—	0	1	0	0
チューリップ教室 (親子教室)	延べ利用者数	1,579	1,515	1,380	1,224	1,262
母子生活支援施設への入所	入所世帯数	1	1	3	5	4
助産施設への入所	入所者数	32	35	35	38	25
とんだばやしメール	登録者数(子育て関係)	2,613	2,646	2,788	2,932	2,979
産後ケア(H28.5月～)	延べ利用者数	—	—	12	21	20
病児保育(H28.9月～)	延べ利用者数	—	—	28	98	105
育児ヘルパー(H28.10月～)	延べ利用者数	—	—	95	271	351

事業名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
子育て世代包括支援センター（H29.5月～）	設置か所数	—	—	—	2	2

■ その他の子育て支援事業の利用状況

○本市におけるその他の子育て支援事業（就学前児童対象）の次のとおりです。

施設名等	活動内容	H27年	H28年	H29年	H30年
公立幼稚園	全10園 園庭開放・講座・イベント等 【H28年度までは11園で実施】	5,417	5,471	5,994	6,421
	2か所 子育てサークル活動 （歌・手遊び・プール等） ※H28年度までは4か所、H29年度は3か所、H30年度から2か所で実施。	5,807	5,357	3,656	2,865
	9園 保護者会による預かり支援 【H29年度までは8園、H30年度から9園で実施】	2,895	2,772	2,829	5,872
私立幼稚園（全6園）	園庭開放・講座・イベント等	7,585	6,428	6,456	5,209
公立保育所（全6園）	園庭開放・講座・イベント等	9,617	9,735	7,815	8,074
民間保育所（全8園） （支援センター除く） ※H29までは7園	園庭開放・講座・イベント等	5,543	5,867	6,741	5,784
幼児教育センター （第1・第2）	一般開放	6,710	7,904	6,804	6,080
保健センター	プレママ★パパ教室（妊娠中・産後の過ごし方、沐浴実習等）	254	284	258	244
	ぴよぴよクラス（離乳食のすすめ方、個別相談等）	423	263	267	251
	すくすくクラス（幼児食のすすめ方、歯の話、個別相談等）	242	349	375	359
児童館	乳幼児クラブ事業（季節ごとの行事や手作りおもちゃなどの親子遊び等）	6,394	6,180	6,198	6,099
	保育室開放事業「の～んびりん」（親子が交流し友達づくりができる場として利用できるフリースペース）	2,372	3,548	2,771	3,637
	親子ふれあい事業（親子体操や英語などの講座・教室）	1,798	1,718	1,364	1,437
こども未来室	ファミリー・サポート・センター講習会及び交流会（安全・安心、子どもの世話等の講座）	60	64	56	37

3. 小学生児童数及び学童クラブの状況

■ 小中学校の児童数

○令和元年5月1日現在、市立小学校16校、市立中学校8校があります。このほか、市内に私立小学校1校、私立中学校2校があります。

(単位：人)

	学年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
小学校	1年	834	851	876	835	831
	2年	899	833	851	880	830
	3年	875	904	824	855	882
	4年	945	880	910	831	855
	5年	964	944	883	910	836
	6年	946	960	949	885	911
	計	5,463	5,372	5,293	5,196	5,145
中学校	1年	1,072	892	871	866	796
	2年	1,014	1,065	894	871	869
	3年	1,097	1,016	1,065	899	873
	計	3,183	2,973	2,830	2,636	2,538

■ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設置と利用状況

○本市では、放課後の児童健全育成を図るため、学童クラブを市立16小学校（全校）で実施しています。開設時間などは次のとおりです。

利用者	市内に在住する小学生で、保護者が就労などにより昼間家庭にいない状態が月15日以上あり、かつその状態が継続する見込がある児童を対象に全小学校で実施。
平日の開設時間	月曜日～金曜日。児童の下校時から午後7時。
土曜日の開設時間	午前8時30分から午後5時。
学校の長期休業期間の開設時間	学校の長期休業期間（夏・冬・春休み）の開設時間は、午前8時30分から午後7時。

○本市における学童クラブの設置と利用状況は次のとおりです。（各年5月1日時点）

【低学年】	必要量と 提供量	実績					
		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
喜志学童クラブ (A・B)	必要量	79	86	82	70	67	71
	提供量	79	86	82	70	67	71
新堂学童クラブ (A・B)	必要量	56	47	44	39	32	37
	提供量	56	47	44	39	32	37
富田林学童クラブ (A・B)	必要量	49	41	40	48	40	53
	提供量	49	41	40	48	40	53
川西学童クラブ (A・B)	必要量	54	43	51	53	46	43
	提供量	54	43	51	53	46	43
錦郡学童クラブ (A・B)	必要量	43	48	38	37	40	42
	提供量	43	48	38	37	40	42
彼方学童クラブ	必要量	15	19	19	20	20	19
	提供量	15	19	19	20	20	19
大伴学童クラブ	必要量	51	57	65	59	56	53
	提供量	51	57	65	59	56	53
東条学童クラブ	必要量	19	14	12	15	18	17
	提供量	19	14	12	15	18	17
高辺台学童クラブ	必要量	31	30	38	34	35	42
	提供量	31	30	38	34	35	42
久野喜台学童クラブ (A・B)	必要量	62	54	52	56	70	62
	提供量	62	54	52	56	70	62
寺池台学童クラブ (A・B・C)	必要量	79	73	83	76	92	99
	提供量	79	73	83	76	92	99
伏山台学童クラブ	必要量	36	44	43	36	40	43
	提供量	36	44	43	36	40	43
喜志西学童クラブ (A・B)	必要量	48	38	36	44	49	49
	提供量	48	38	36	44	49	49
藤沢台学童クラブ (A・B)	必要量	53	54	54	60	69	75
	提供量	53	54	54	60	69	75
小金台学童クラブ (A・B)	必要量	48	49	56	75	83	86
	提供量	48	49	56	75	83	86
向陽台学童クラブ (A・B)	必要量	26	28	34	37	48	51
	提供量	26	28	34	37	48	51
合計	必要量	749	725	747	759	805	842
	提供量	749	725	747	759	805	842
	施設数	16	16	16	16	16	16

【高学年】	必要量と 提供量	実績					
		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
喜志学童クラブ (A・B)	必要量	17	19	18	31	34	37
	提供量	17	19	18	31	34	37
新堂学童クラブ (A・B)	必要量	15	18	16	19	14	12
	提供量	15	18	16	19	14	12
富田林学童クラブ (A・B)	必要量	18	26	23	13	10	10
	提供量	18	26	23	13	10	10
川西学童クラブ (A・B)	必要量	14	19	12	16	21	13
	提供量	14	19	12	16	21	13
錦郡学童クラブ (A・B)	必要量	13	20	26	16	17	13
	提供量	13	20	26	16	17	13
彼方学童クラブ	必要量	5	6	9	7	3	5
	提供量	5	6	9	7	3	5
大伴学童クラブ	必要量	4	3	9	2	3	7
	提供量	4	3	9	2	3	7
東条学童クラブ	必要量	8	11	6	7	6	3
	提供量	8	11	6	7	6	3
高辺台学童クラブ	必要量	6	11	9	15	14	18
	提供量	6	11	9	15	14	18
久野喜台学童クラブ (A・B)	必要量	21	10	23	29	26	29
	提供量	21	10	23	29	26	29
寺池台学童クラブ (A・B・C)	必要量	8	12	10	32	34	37
	提供量	8	12	10	32	34	37
伏山台学童クラブ	必要量	18	22	14	15	17	14
	提供量	18	22	14	15	17	14
喜志西学童クラブ (A・B)	必要量	17	27	25	22	22	24
	提供量	17	27	25	22	22	24
藤沢台学童クラブ (A・B)	必要量	14	17	15	13	13	23
	提供量	14	17	15	13	13	23
小金台学童クラブ (A・B)	必要量	20	17	22	22	22	22
	提供量	20	17	22	22	22	22
向陽台学童クラブ (A・B)	必要量	6	6	5	10	11	11
	提供量	6	6	5	10	11	11
合計	必要量	204	244	242	269	267	278
	提供量	204	244	242	269	267	278
	施設数	16	16	16	16	16	16

4. 経済的支援の状況

■ 子育てに関する経済的負担の軽減の状況

名 称	対 象	平成 30 年度実績
子ども医療費助成事業	0歳～中学3年生まで（26年10月から）の入院・通院の医療費の一部を助成	143,471件 11,854人（月平均）
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳までの子どもとひとり親または養育者の医療費の一部を助成	31,915件 2,860人（月平均）
児童手当（国）	中学校修了までの児童を対象に支給	支給人数 12,037人
児童扶養手当（国）	父親または母親がいない世帯、父親または母親が重度の障がいの世帯で、18歳までの児童の父親または母親または養育者が受給	支給人数 1,158人
特別児童扶養手当（国）	20歳未満で、精神または身体に重度・中度の障がいをもつ児童の父母または養育者が受給	289人（12月末）
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者に対し、出産育児一時金の支給	78件
就園奨励費 富田林市私立幼稚園園児補助金	幼稚園の就園奨励費の支給や私立幼稚園園児補助金を支給	811人 552人
就学援助費	学校で必要な学用品費・給食費・修学旅行費など諸経費の一部を所得に応じて援助	2,058人
障がい者（児）給付金	障がい者（児）を激励し、その福祉の増進に寄与するため給付金を支給	（障がい者・児合計） 重度 1,997人 中度 2,231人 軽度 901人
障がい児福祉手当	身体、知的または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満に支給	56人
重度障がい者タクシー料金補助	在宅の重度障がい者（児）に対しタクシー料金の一部を補助	児童 42人 13,826回（障がい者・児合計）
住宅改造補助事業	在宅の重度障がい者（児）または在宅の重度知的障がい者（児）に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成	3人（内：児童1人）
大阪府重度障がい者介護手当	重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せもつ在宅の障がい児（者）の介護者に対し、介護手当を支給	25人（障がい者・児合計）
難病患者に見舞金の支給	難病患者を激励し、その福祉の増進を図るための見舞金を支給	特定難病 444人 小児慢性特定疾患 45人
在宅障がい者への通所交通費助成	障がい者通所授産施設に通所している在宅の心身障がい者に対し、通所に要する交通費の一部を補助	77人（障がい者）
大阪府障がい者扶養共済制度	障がい者を扶養している保護者が死亡または重度障がい者となった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給	29人（障がい者・児合計）
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	職業能力の開発のための講座受講料の補助	10人
母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金	資格取得のために養成機関で受講する場合に支給	促進費 23人 一時金 9人
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の受付	2件

5. インターネットによる広報

- 本市では、市のホームページによる広報の他に、子育て家庭への支援や様々な子育て情報の発信のために、「富田林市子育て応援サイトTonTon」を開設しています。

富田林子育て応援サイトURL

<http://ton-ton.jp/network/portal/index.do>



- ◆結婚・妊娠
- ◆赤ちゃんが生まれたら
- ◆障がいのある子どものために
- ◆ひとり親家庭のために
- ◆子育てを楽しみたい
- ◆相談したくなったら
- ◆子どもを預けたい
- ◆小・中学生
- ◆安心・便利手帳

子ども・子育てに関する様々な情報が閲覧できるようにしています。今後も子育て家庭に活用しやすいサイト運営に取り組みます。

第4章 ニーズ調査結果について

第2期計画（令和2～6年度）を策定するにあたり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、ニーズ調査を実施いたしました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に本市独自の調査項目を加えて、子育て家庭の意向をより把握できるように工夫しました。

●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造などの地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用希望などを踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

1. 調査概要

調査対象	就学前児童がおられる世帯	小学生がおられる世帯
抽出方法	平成31年2月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出	
配布数	2,750	1,000
有効回収数	1,288	644
回収率	46.8%	64.4%
配布方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成31年3月6日～3月20日	

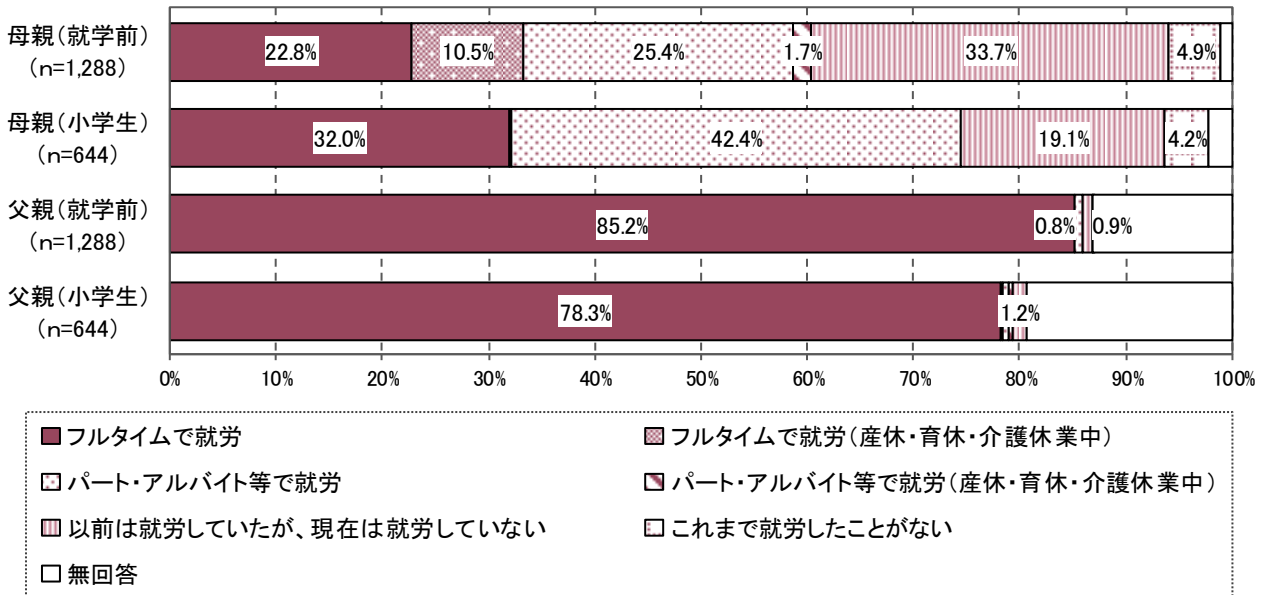
※次ページ以降のグラフについて、【MA】と記載のあるものは複数回答が可能な設問を表します。

2. 結果概要

(1) 母親・父親の現在の就労状況（就学前・小学生）

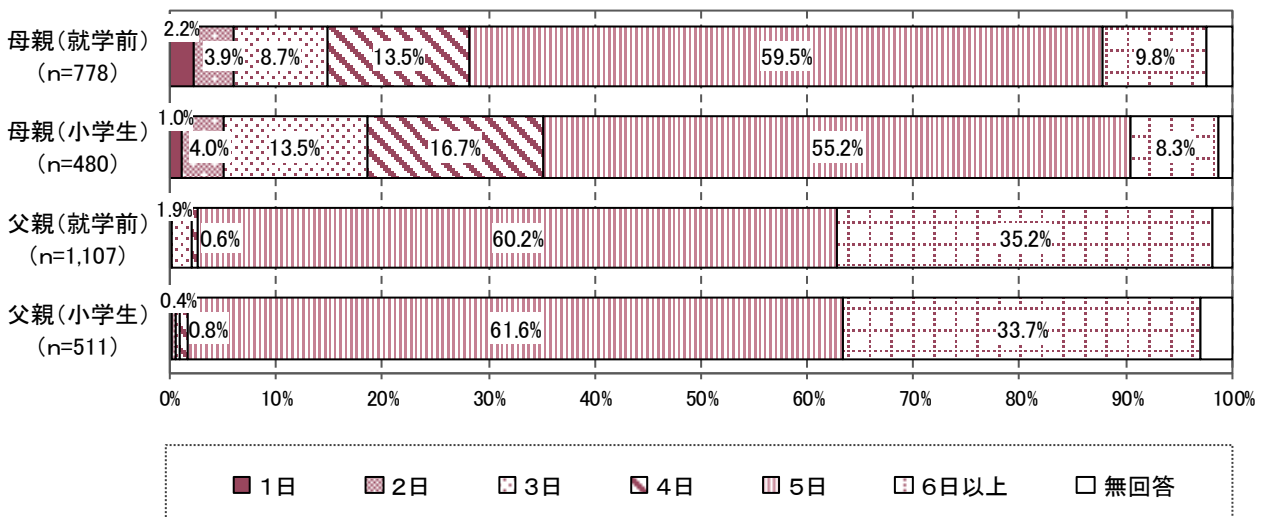
就学前児童がいる母親では“就労している”（フルタイムまたはパート・アルバイトの合計）が60.4%、小学生がいる母親では74.4%となっています。父親では就学前児童のいる世帯・小学生のいる世帯に関係なく、無回答を除くほとんどが「フルタイムで就労」となっています。

《母親・父親の現在の就労状況》



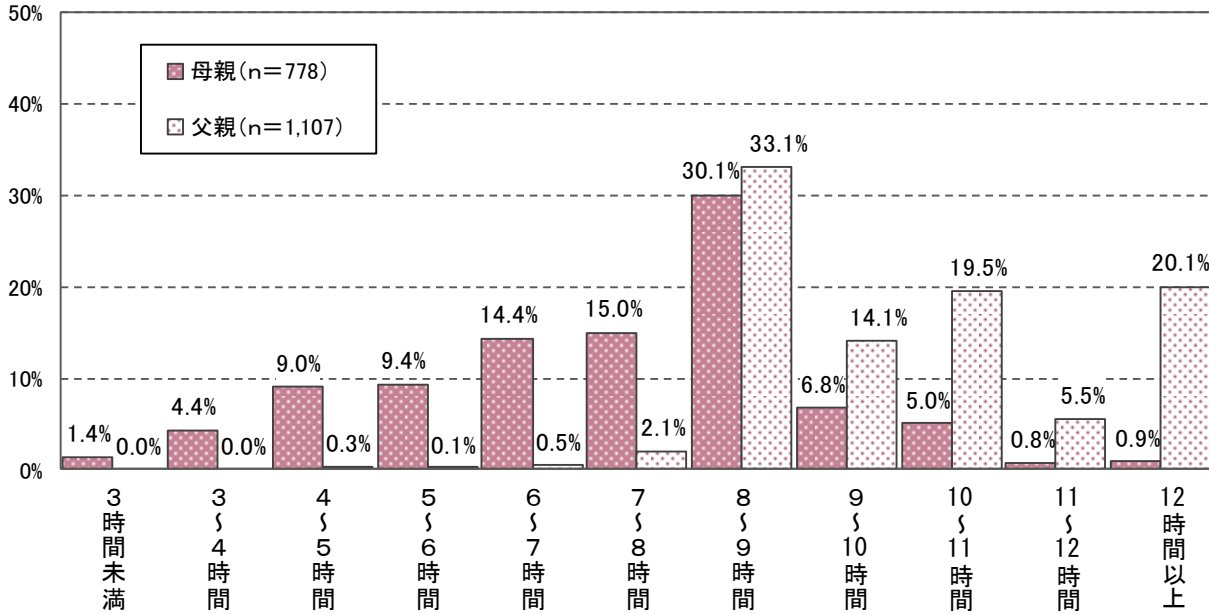
“就労している”世帯の就労日数をみると、就学前・小学生児童を問わず、母親・父親ともに「週5日」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の就労日数》

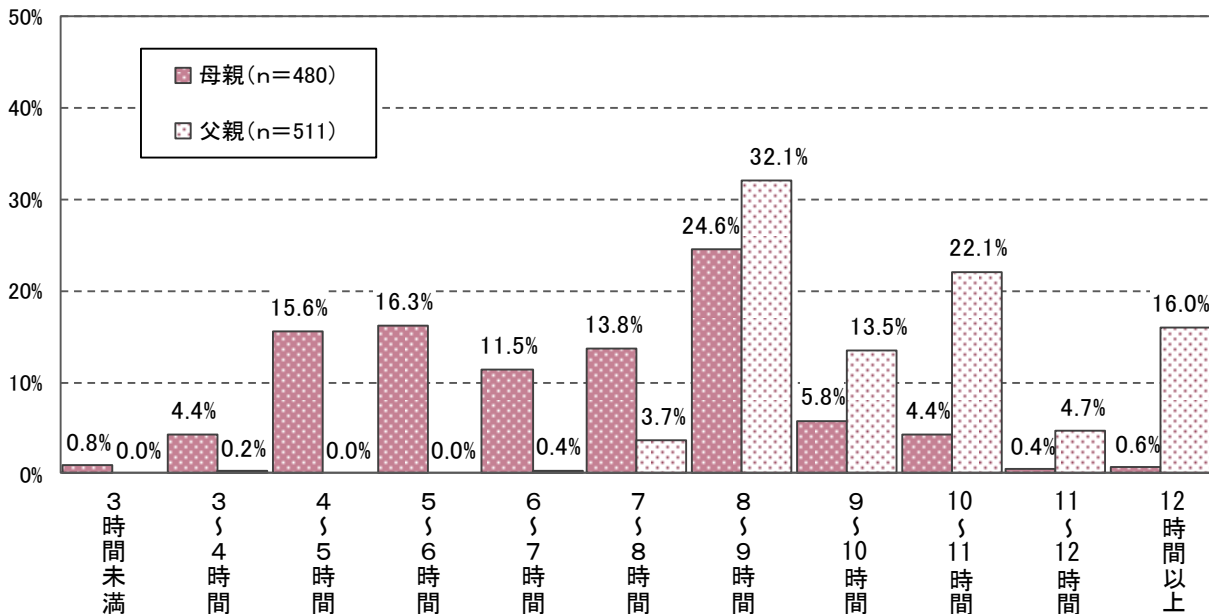


“就労している”世帯の就労時間をみると、就学前・小学生児童を問わず、母親・父親ともに「8～9時間」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の就労時間（就学前）》

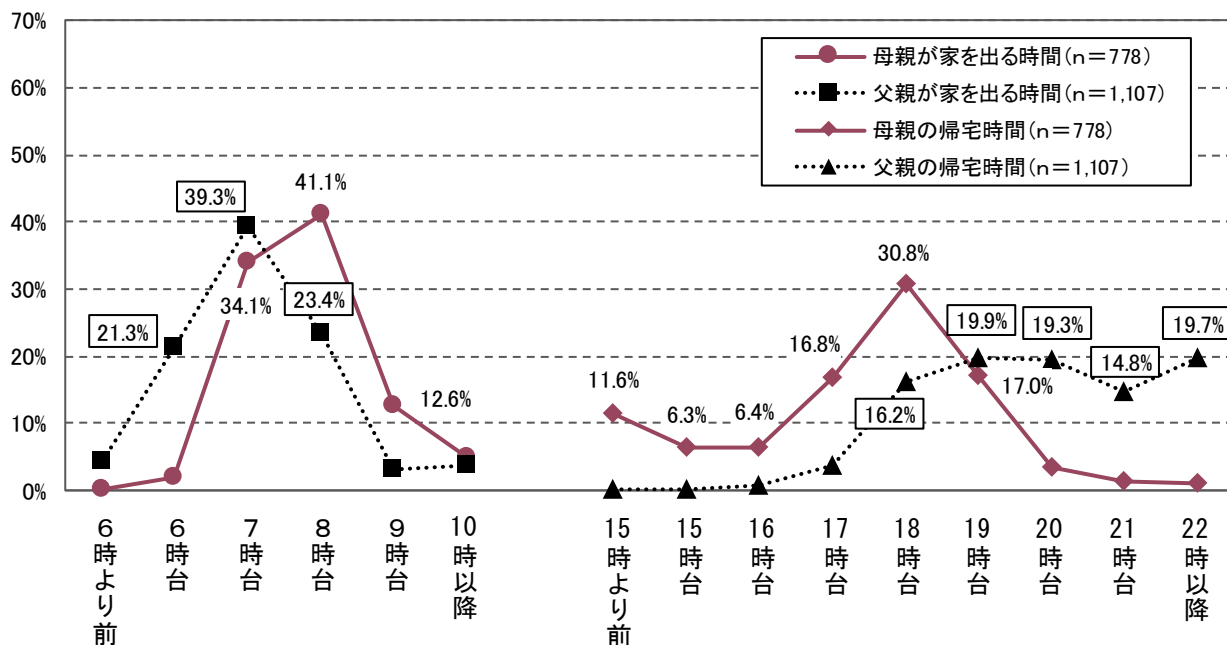


《“就労している”母親・父親の就労時間（小学生）》

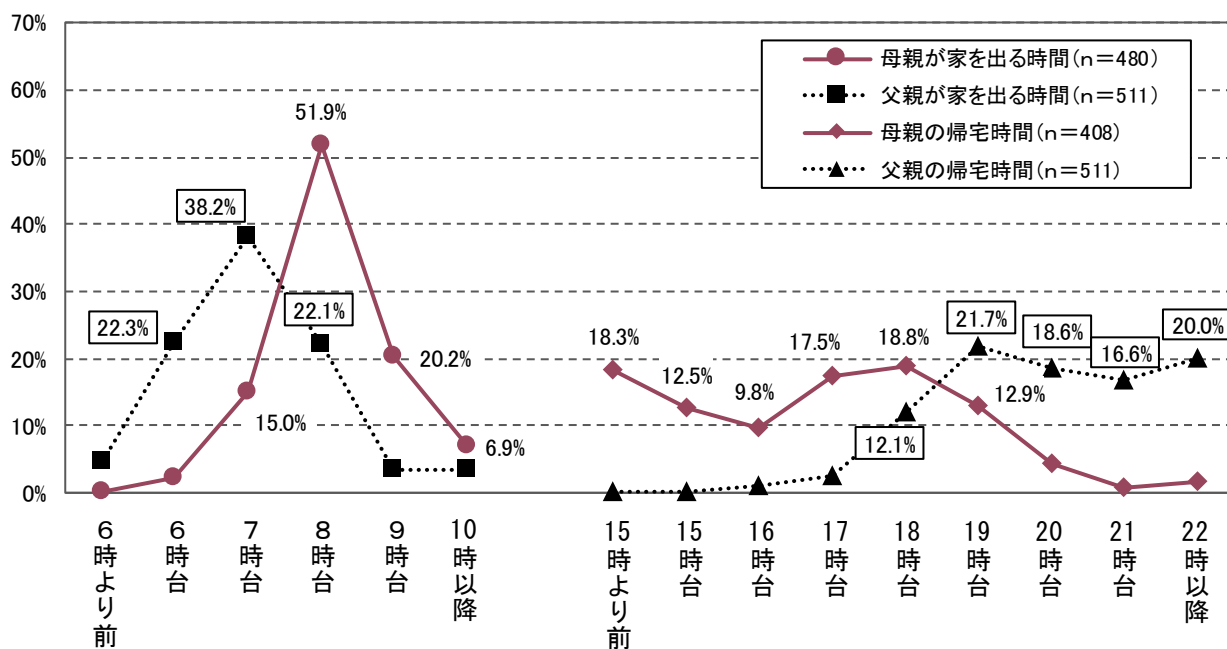


“就労している”世帯の家を出る時刻と帰宅時刻をみると、母親については家を出る時間は「8時台」、帰宅時間は「18時台」の割合が最も高く、父親については家を出る時間は「7時台」、帰宅時間は「19時台」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の家を出る時刻と帰宅時刻（就学前）》



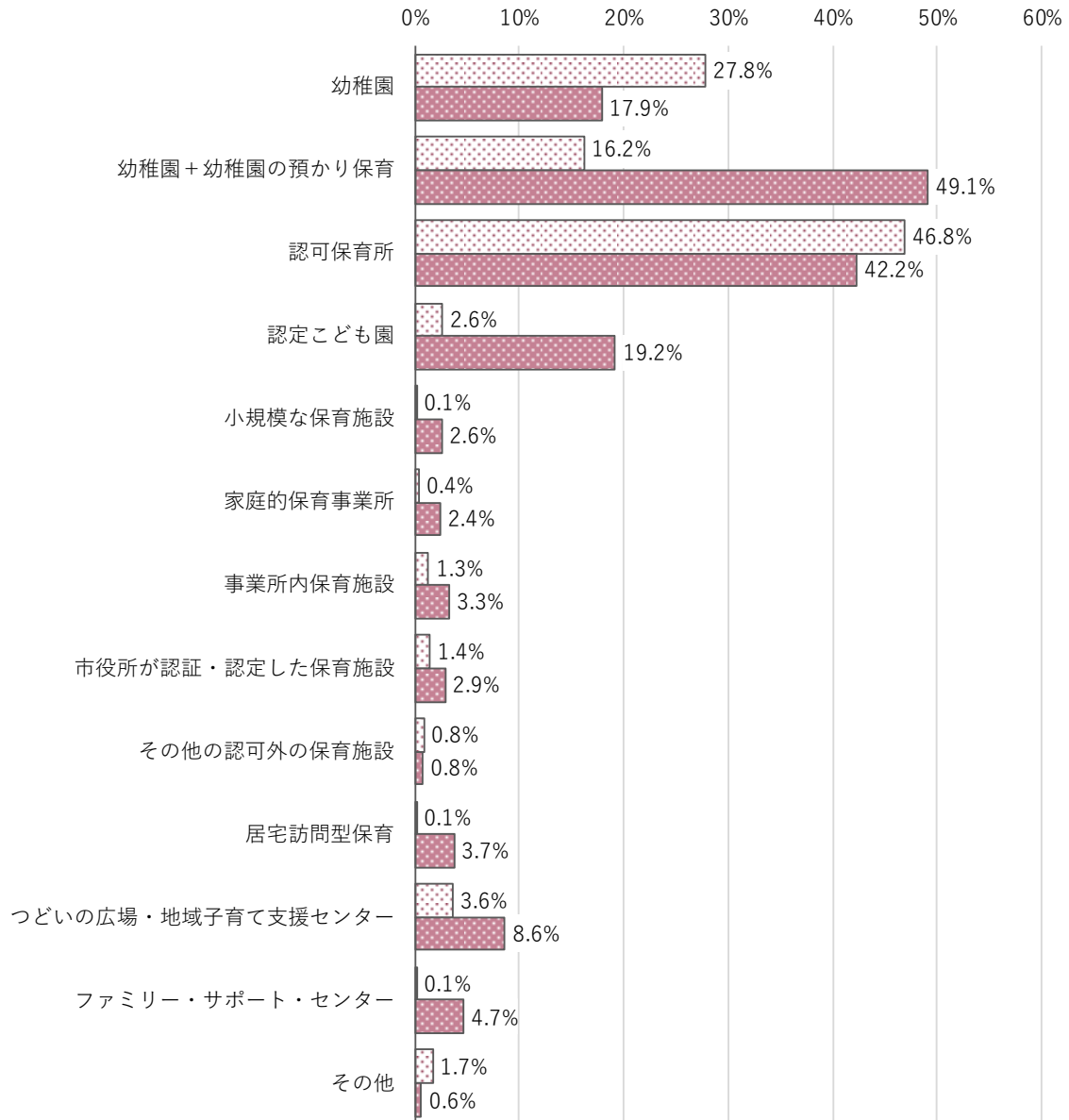
《“就労している”母親・父親の家を出る時刻と帰宅時刻（小学生）》



(2) 平日の「定期的な教育・保育事業」※の現在の利用と今後の利用意向（就学前）

平日の「定期的な教育・保育事業」について現在の利用と今後の利用意向を比べると、特に、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」の利用希望の割合が高くなっています。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の現在の利用と今後の利用意向【MA】》



☐ 「現在利用」 (n = 835)

■ 「無償になったら利用」 (n = 1,288)

※「定期的な教育・保育事業」とは

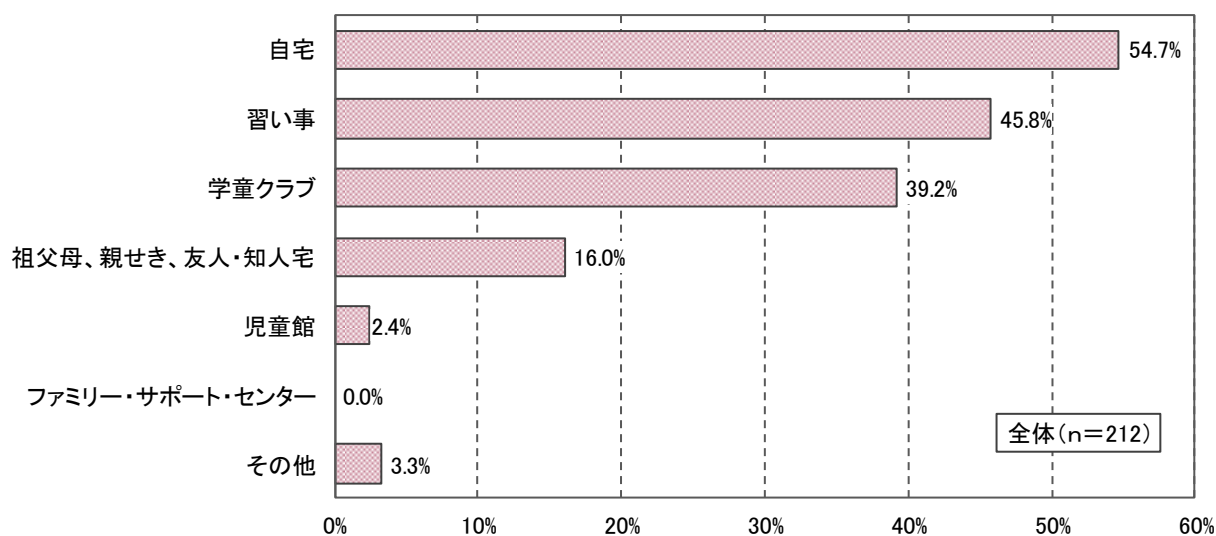
1年間を通じて週1回以上利用している教育・保育サービスをさします。具体的には、保育所や幼稚園など、上のグラフに記載の事業となります。

(3) 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前）

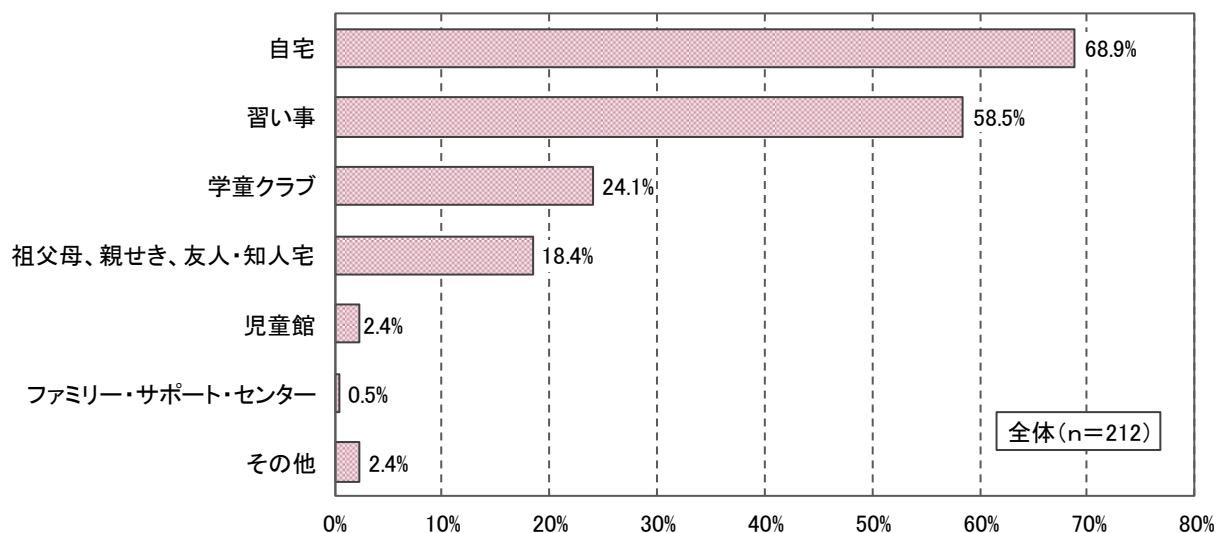
調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が54.7%と最も高く、次いで、「習い事」(45.8%)、「学童クラブ」(39.2%)の順となっています。また、小学校高学年になったらどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が68.9%と最も高く、次いで、「習い事」(58.5%)、「学童クラブ」(24.1%)の順となっています。

また、「学童クラブ」の利用意向をみると、低学年のうちは39.2%であるのに対し、高学年になると24.1%になっています。

《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【MA】》



《小学校高学年になったらどこで過ごさせたいか【MA】》

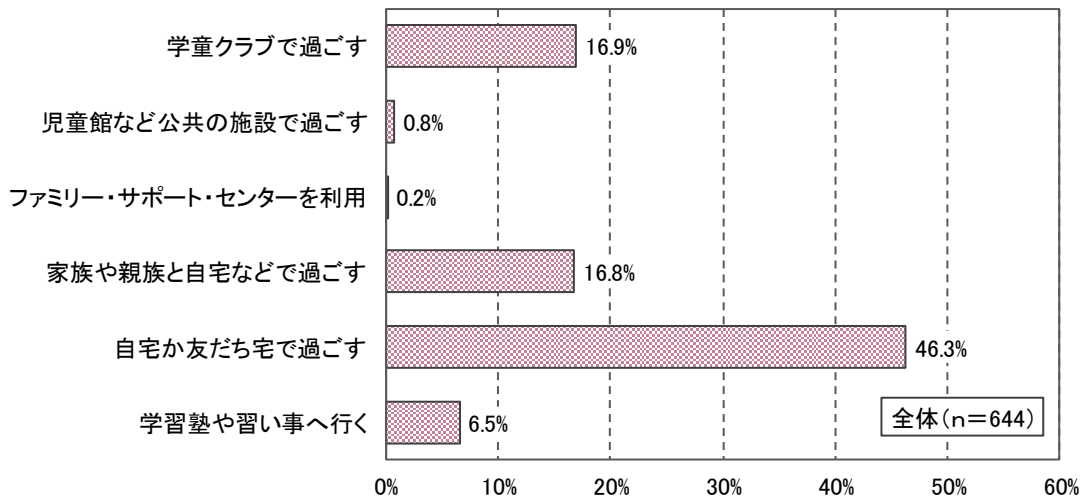


(4) 放課後の過ごし方 (小学生)

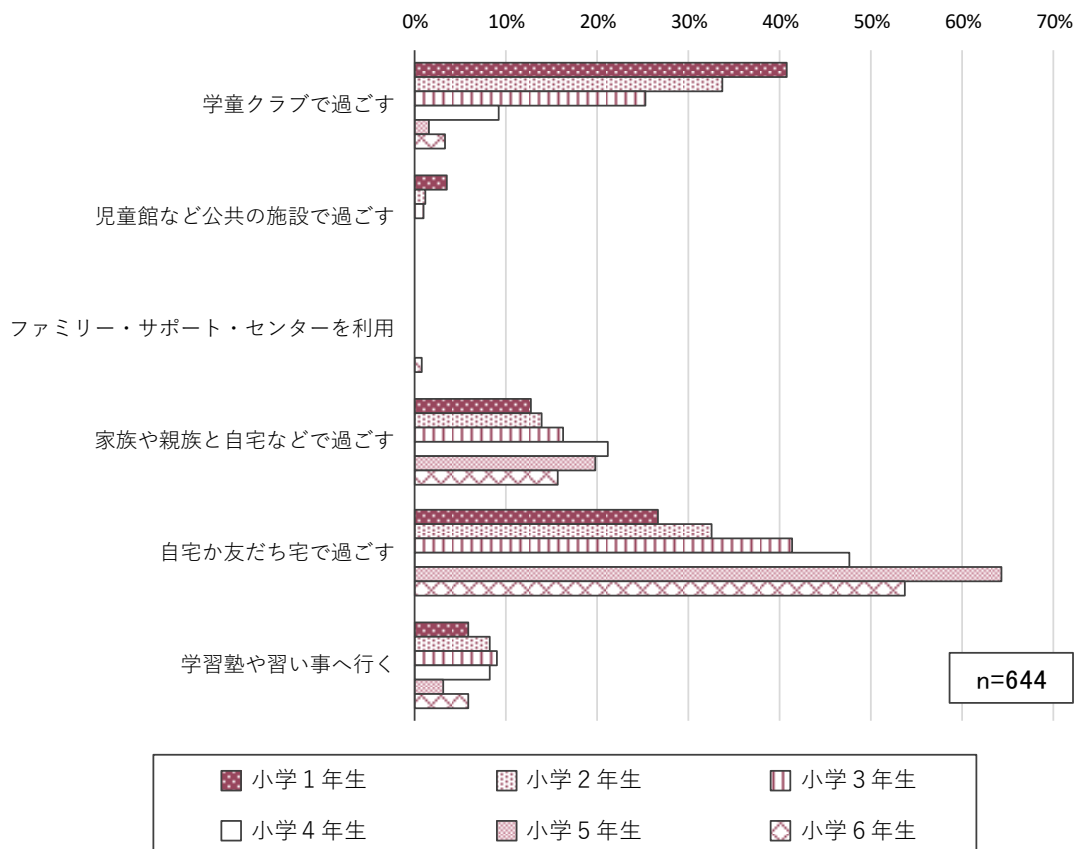
小学生のお子さんが放課後どの場所で過ごしているかを尋ねたところ、「自宅か友だち宅で過ごす」が46.3%と最も高く、次いで、「学童クラブで過ごす」(16.9%)、「家族や親族と自宅などで過ごす」(16.8%)の順となっています。

学年別でみると、学童クラブについては低学年ほど利用している方の割合が高くなっています。

《放課後どの場所で過ごしているか (終礼後～17時)》



《放課後どの場所で過ごしているか (終礼後～17時) / 学年別》

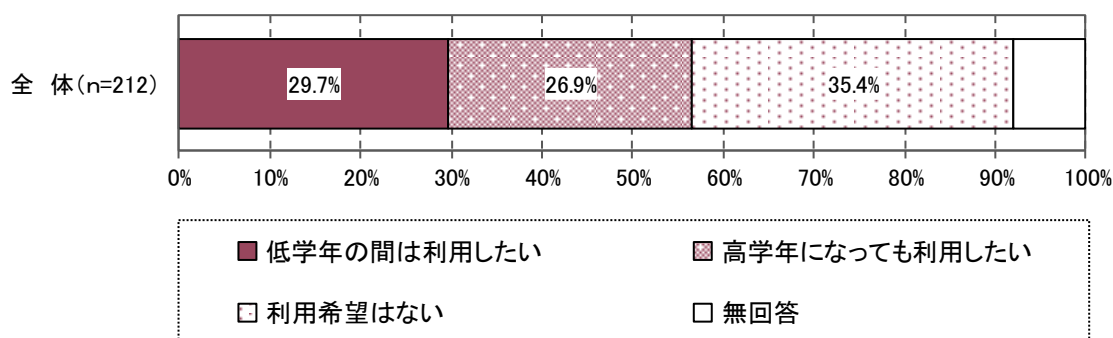


(5) 長期休業期間中の「学童クラブ」の利用希望（就学前・小学生）

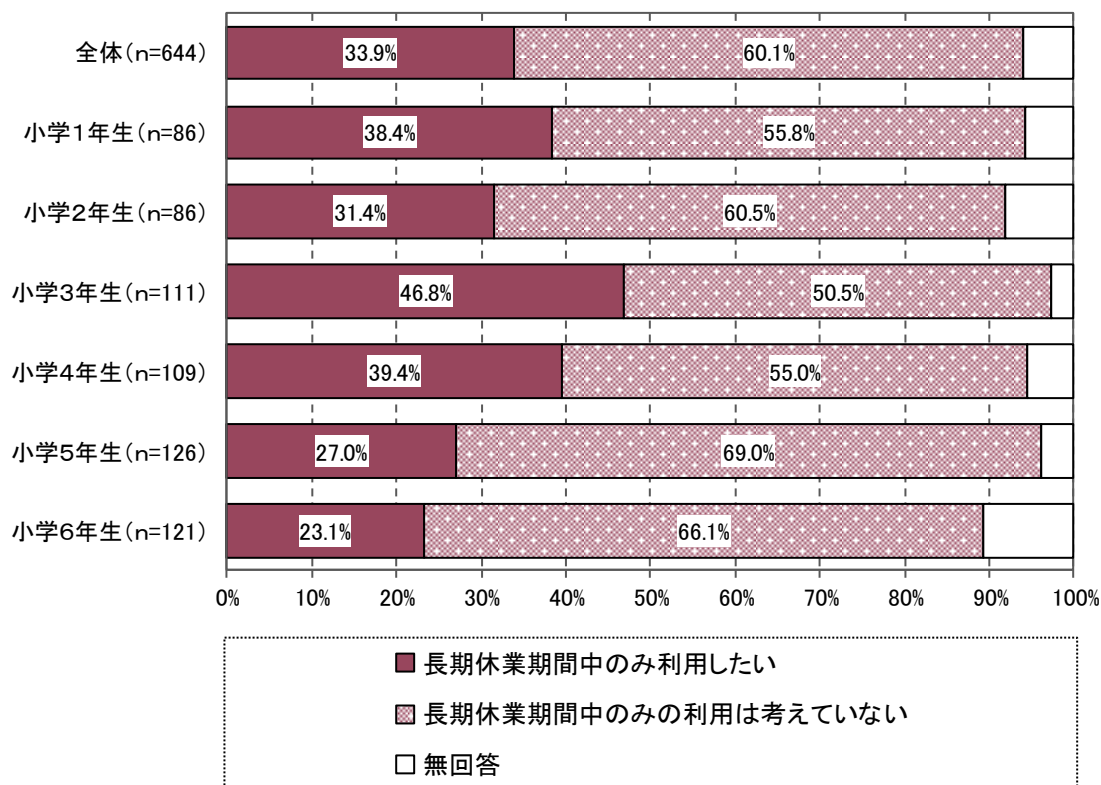
調査時点で5歳児を持つ保護者に対して、夏休み・冬休みなどの長期休業期間中の学童クラブの利用希望を尋ねたところ、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」を合わせた“利用したい”の割合は56.6%となっています。

また、小学生のいる世帯の保護者に対して同様の質問をしたところ、“利用したい”の割合は全体では33.9%となっています。学年別にみると、「小3」が46.8%と最も高く、次いで、「小4」(39.4%)、「小1」(38.4%)の順となっています。

《夏休み・冬休みなどの長期休業期間中の「学童クラブ」の利用希望（就学前）》



《夏休み・冬休みなどの長期休業期間中のみの「学童クラブ」の利用希望（小学生）》

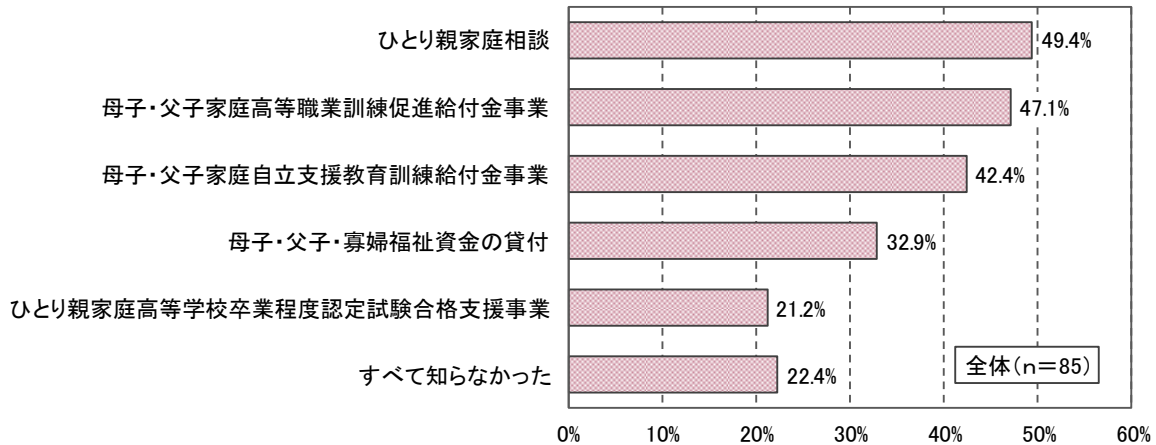


(6) ひとり親家庭への支援や施策について（就学前・小学生）※ひとり親家庭のみ回答

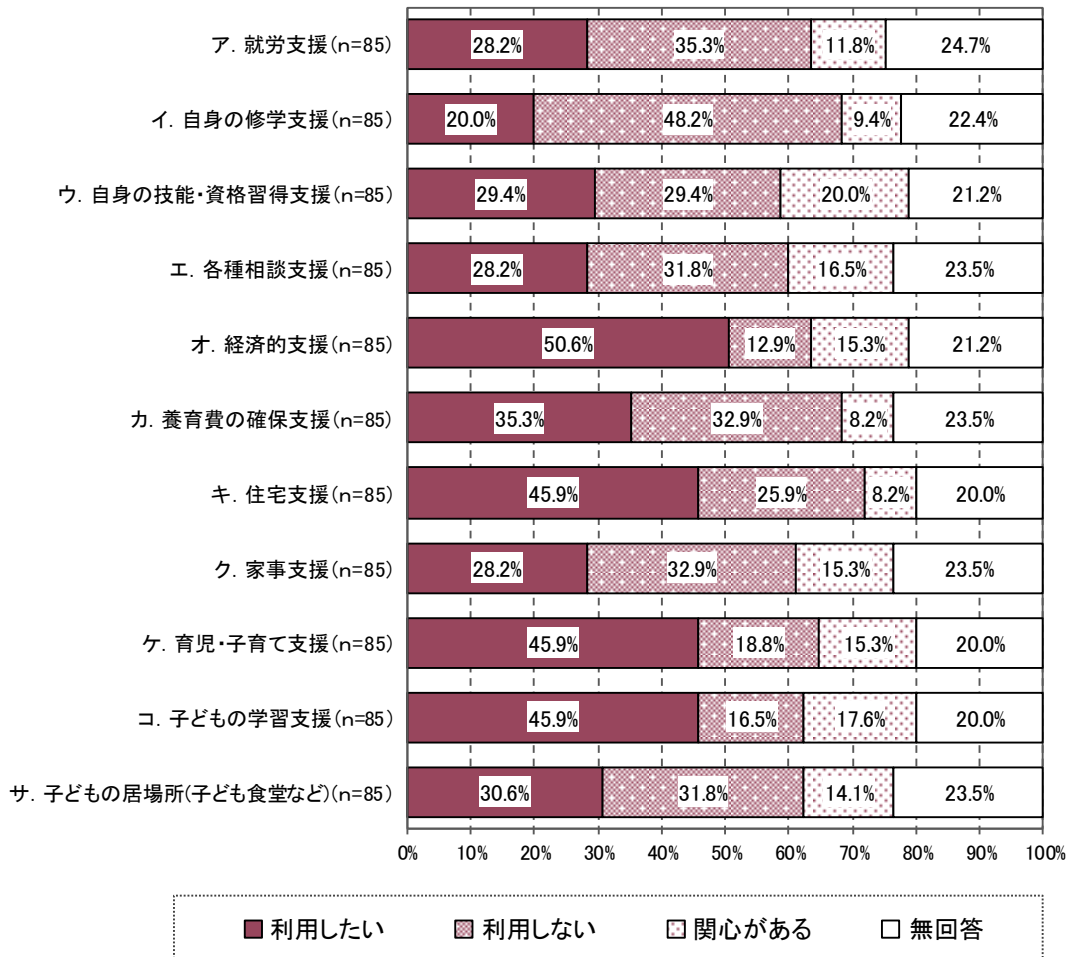
就学前では、「ひとり親家庭相談」が49.4%と最も高く、小学生では、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」が47.0%と最も高くなっています。

また、各支援や施策についての利用意向をみると、就学前・小学生ともに「オ. 経済的支援」の利用希望の割合が約5割と最も高くなっています。

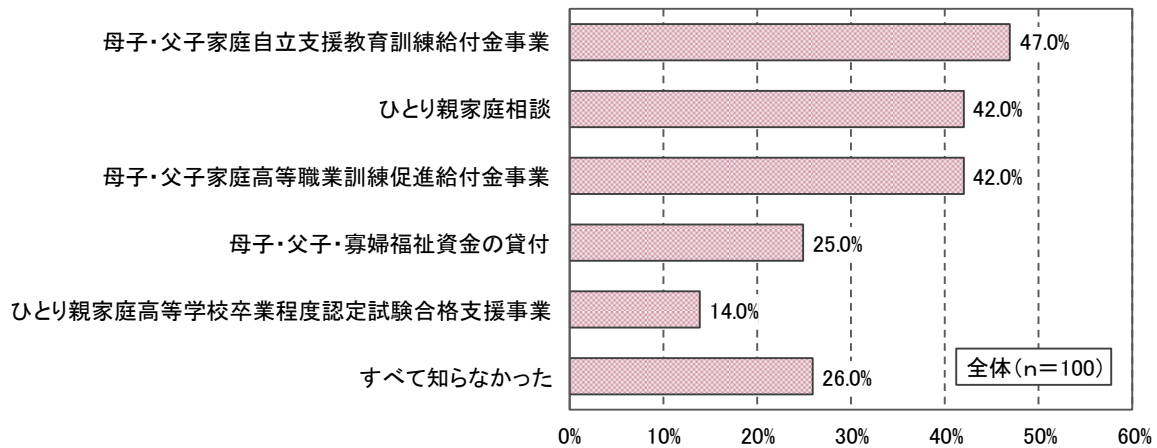
《本市が実施している支援や施策を知っているか。【MA】（就学前）》



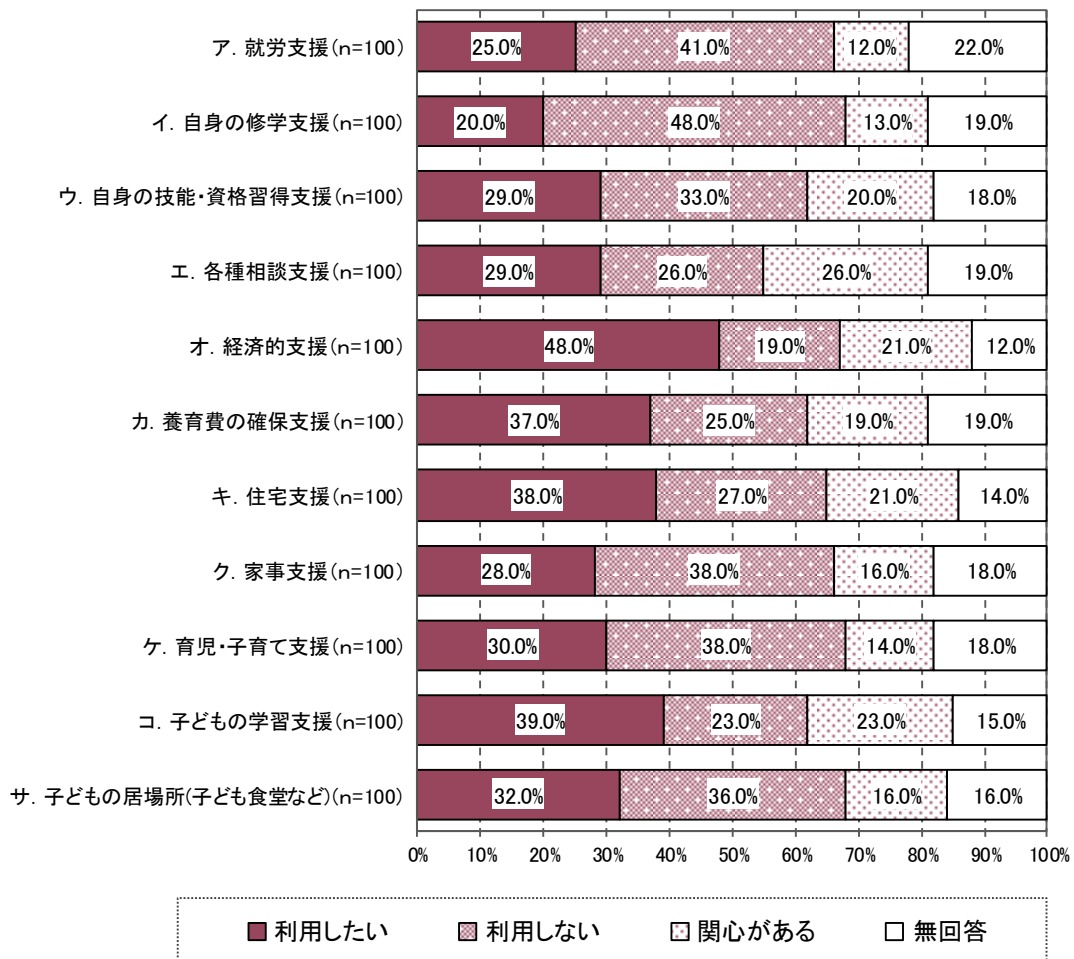
《各支援や施策についての利用意向（就学前）》



《本市が実施している支援や施策を知っているか。【MA】（小学生）》



《各支援や施策についての利用意向（小学生）》

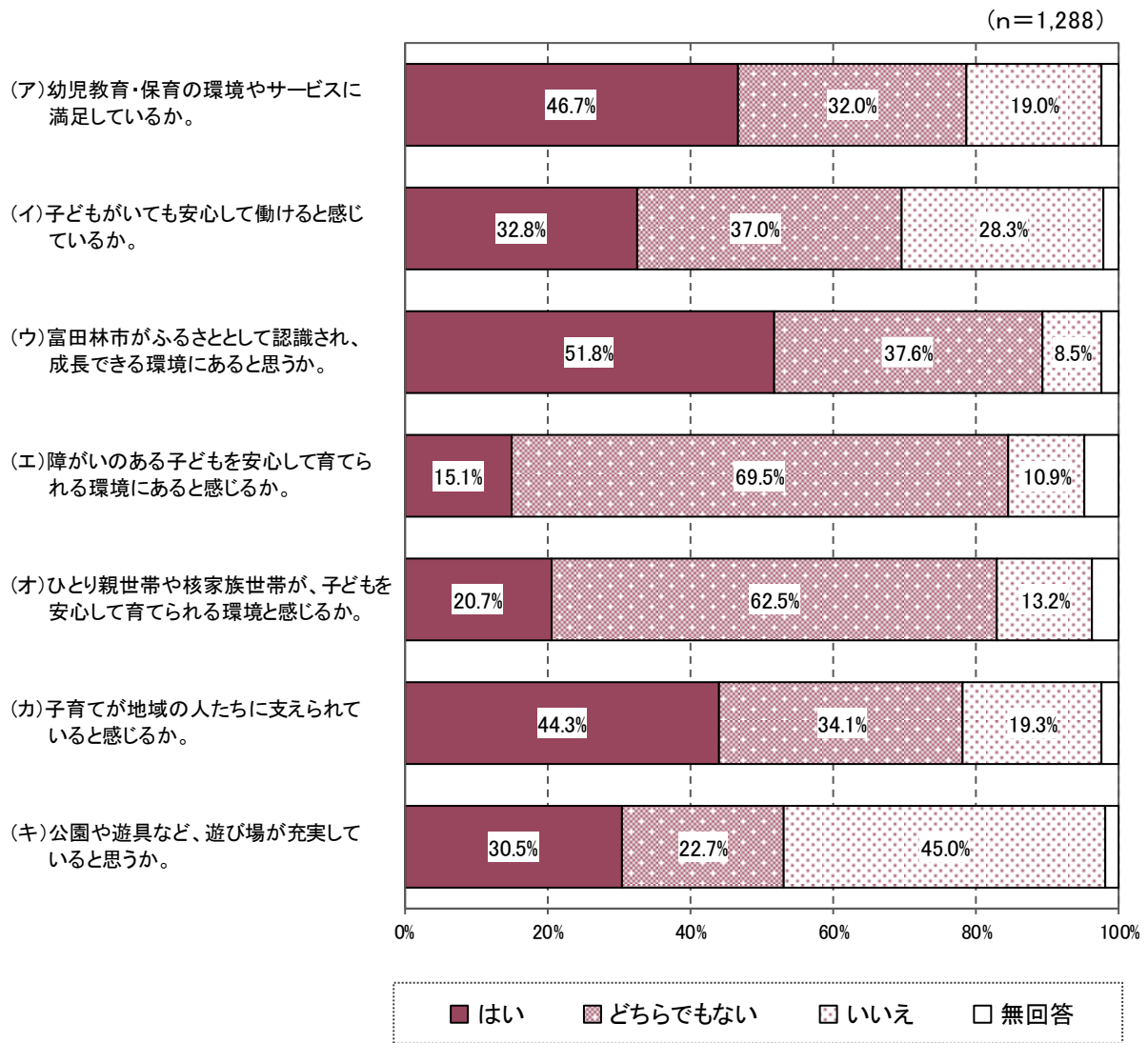


(7) 富田林市の子育て支援全般に関する設問（就学前・小学生）

本市の子育て支援全般についてどのように感じているかを尋ねたところ、就学前・小学生ともに、「富田林市がふるさととして認識され、成長できる環境にある」は「はい」が約5割、小学生では、「子育てが地域の人たちに支えられていると感じる」は「はい」が5割以上と高くなっています。

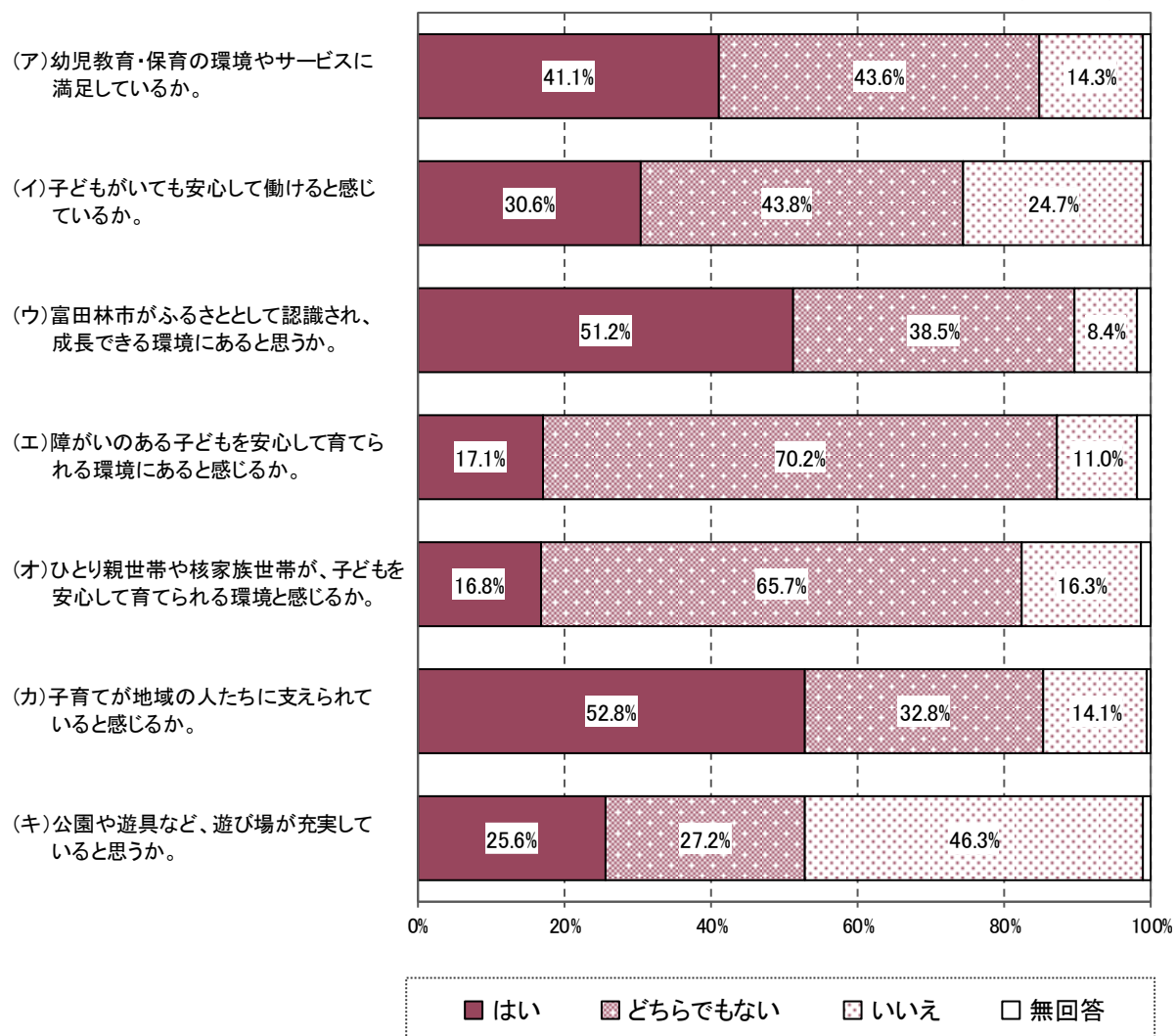
一方で、「障がいのある子どもを安心して育てられる環境」・「ひとり親世帯や核家族世帯が、子どもを安心して育てられる環境」については「はい」の割合が低くなっており、「公園や遊具など、遊び場の充実」については「はい」より「いいえ」の割合が高くなっています。

《富田林市の子育て支援をどう感じているか（就学前）》



《富田林市の子育て支援をどう感じているか（小学生）》

(n=644)



◆ニーズ調査結果から見られる傾向や課題◆

母親・父親の就労状況について

就学前児童がいる母親の就業率は60.4%、小学生がいる母親の就業率が74.4%となっており、パート・アルバイトを含む共働き世帯の割合の高さがうかがえます。また、勤務日数や勤務時間の状況から父親が長時間労働である状況も見られます。共働き世帯が安心して就労できる環境づくりのために、就学前児童には幼児教育・保育の施設整備や延長保育・一時預かりなど、小学生には学童クラブの充実などにより、子育て支援を一層充実させる必要があります。

就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

本市では、市立幼稚園の園児数の減少や保育所の待機児童問題などを一体的に検討し、幼稚園の再配置、3年保育の実施、預かり時間の延長などを進めていく予定をしています。今後の利用意向において、幼稚園の預かり保育や認定こども園の利用希望が高いことを踏まえつつ、子育て家庭の多様なニーズに応えられる施設整備をめざします。

「学童クラブ」に注目した小学校での放課後の過ごし方について

就学前児童がいる世帯での「学童クラブ」の利用意向をみると、低学年のうちには39.2%、高学年になっても24.1%の割合で利用希望が見られます。また、小学生がいる世帯の現状をみると、低学年ほど「学童クラブ」を利用しています。現状分析（第2章）で見られる女性の就業率の高まりやニーズ調査結果からみられる親の就労状況を勘案すると、子育て家庭が安心して働ける環境整備のために学童クラブの充実を図っていく必要があります。

長期休業期間中の「学童クラブ」の利用希望について

就学前児童がいる世帯の今後の希望をみると、“利用したい”と考えている世帯はおよそ6割となっています。また、小学生がいる世帯の長期休業中の利用希望をみると、「長期休業期間中のみ利用したい」の割合が全体で3割を超えており、夏休みや冬休みなど長期休業期間中も子どもを安心して預けられる環境の整備が求められています。

ひとり親家庭への支援や施策について

支援や施策の認知度について、就学前・小学生ともに、家庭相談や自立支援・高等職業訓練への給付金を知っているひとり親の割合が高くなっています。また、支援や施策の利用意向について、就学前児童がいる世帯では経済的支援、住宅支援、育児・子育て支援、学習支援の割合が高く、小学生がいる世帯では経済的支援、養育費の確保、住宅支援、学習支援の割合が高くなっています。ひとり親家庭の割合の高まりを考慮して、これからもひとり親家庭への支援や施策の充実に努める必要があります。

富田林市の子育て支援について

本市の子育て支援全般についてどのように感じているかを尋ねたところ、就学前・小学生ともに、本市がふるさととして認識され成長できる環境にあることや地域の人たちに支えられていることの割合が高くなっています。

その一方で、公園や遊具などの遊び場の充実については「はい」よりも「いいえ」の方が多くなっていることから、子どもや子育て家庭にとって身近な公園などの遊び場の充実については、引き続き取り組んでいく必要があります。

3. 第2期計画をめぐる様々な視点

“子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

女性の就業率の高まりや共働き世帯・ひとり親家庭の増加により、少子化の傾向にあっても保育ニーズは年々高まっています。乳幼児期の育ち方はその子の一生の育ちに強く影響すると言われていますが、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期・青年期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小中学校や学童クラブなどの量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていきます。

幼児教育・保育の無償化などによる保育ニーズの高まりへの対応

共働き世帯やひとり親家庭の増加に伴い年々保育ニーズは高まっていますが、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズは更に高まると考えられます。無償化による保育ニーズへの影響を見据え、今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保、待機児童の解消への取り組み、保育士・教職員などの人材確保や資質向上のための研修などを行っていきます。

小学生児童の放課後健全育成事業の充実

国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親家庭などのいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、学童クラブの質と量の確保・内容の充実に努めます。また、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な取り組みなどにより子どもが豊かな経験ができる場づくりを進めます。

育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりするなど、児童虐待につながる可能性がある親や家庭を、乳幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有により適切な支援を行います。また、児童虐待防止のため、保健、福祉、医療をはじめ教育、警察など児童の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会など、関係機関との連携強化を図ります。

障害のある子どもに対する支援の充実

障害のある子どもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小中学校から高等学校へとライフステージごとにつながるのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障害のある子どもには、早期発見・早期療育が重要であり、そのための支援体制の強化を図ります。

妊娠期からの切れ目のない支援の充実

すべての家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質と量の両面にわたり充実させ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期へと切れ目のない支援を行います。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方などに関する親の学びなど、親や家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

男女共にゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズなどに対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業などに働きかけます。

外国につながる子どもへの支援・配慮

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業などを円滑に利用できるような適切な支援を行っていきます。

安心・安全な子育て環境の充実

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、歩道やガードレールなどの整備、児童生徒に対する交通安全教育などを推進します。

子どもの貧困対策

子どもの貧困対策とは、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない社会の実現をめざして、教育・生活・就労・相談・経済的支援や子どもの居場所づくりなどに取り組むことをさします。

貧困という言葉を聞くと、発展途上国で見られるような衣食住などの物資や経済力の欠如による「絶対的貧困」を想起するかもしれませんが、しかし、先進国ではそのような状況はほとんど見られないため親や家庭の状態による「相対的貧困」により統計を行っており、我が国では2015年時点で「7人に1人の子どもが相対的貧困の状態」にあるとされています。

相対的貧困の家庭の特徴の一つに外見からはわかりにくいことがあります。そのような子どもが本市にもいるということを認識しつつ、子どもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、子どもの貧困に関する様々な支援や施策を推進していきます。

第5章 基本理念と施策体系

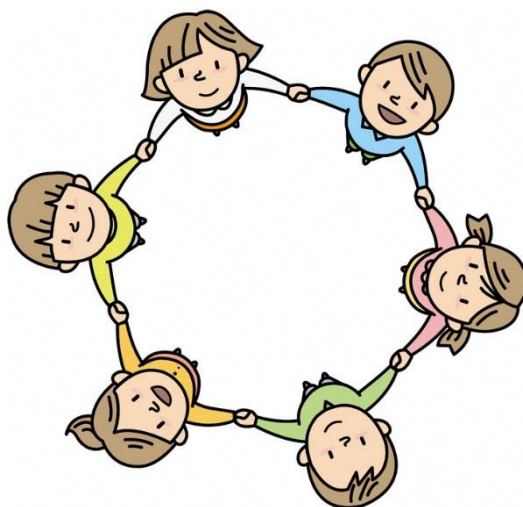
1. 第2期計画の基本理念

ともにいきいきと輝き、
あかるい未来が見えるまち・とんだばやし

富田林市では少子高齢化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域で子どもに対する大人の目が年々行き届かない状況になっており、子育て家庭の不安や負担が増加していると考えられます。このような課題の解決や社会情勢の変化に対応するため、子育て支援施策の更なる充実のもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

第1期計画では、「ともにいきいきと輝き、あかるい未来が見えるまち・とんだばやし」を基本理念に、子ども・親・家庭・地域が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながらともに育つことを基本的な視点として取り組んできました。

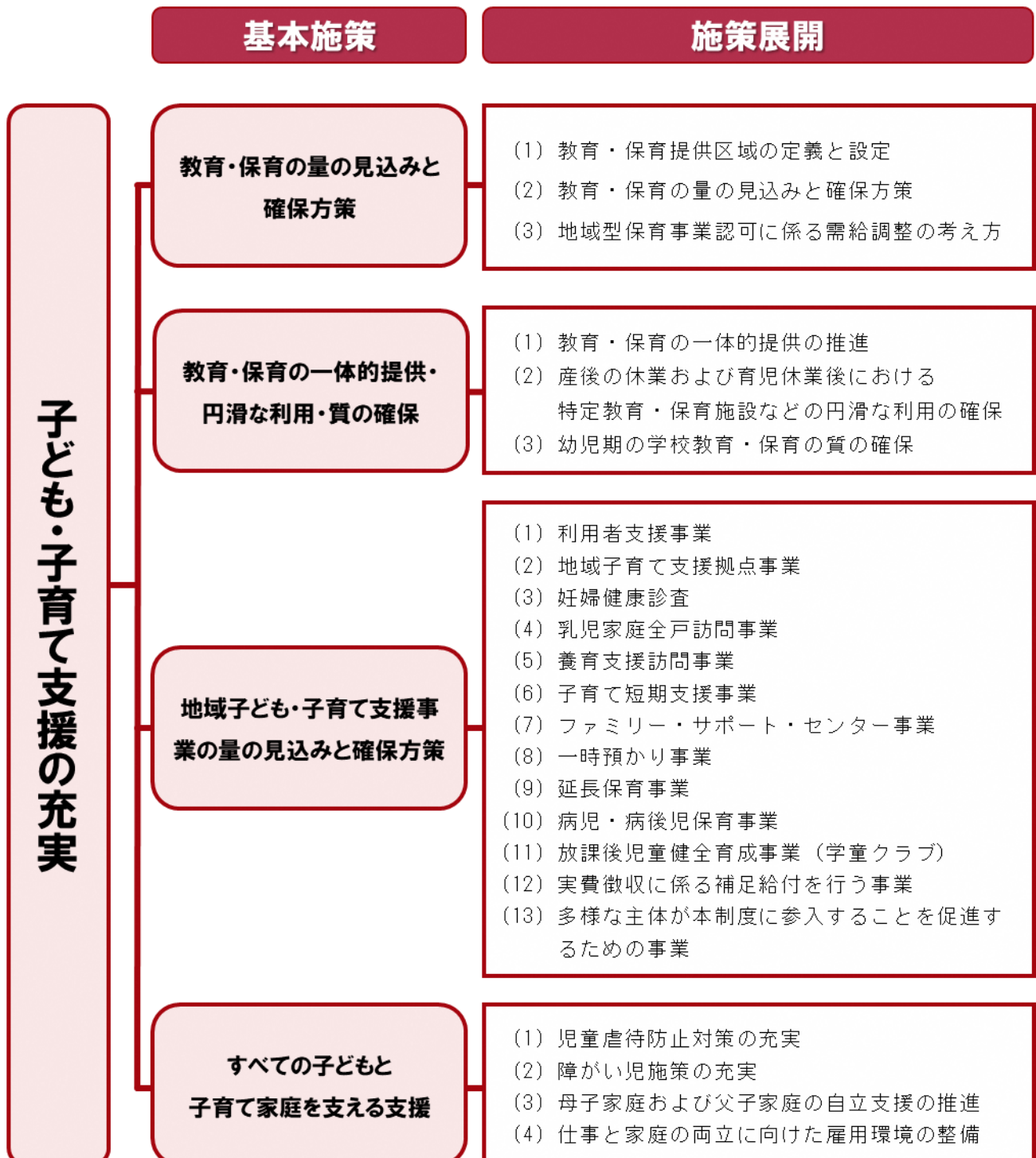
第2期計画においても第1期計画の基本理念と視点を継承し、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまちとなることをめざします。

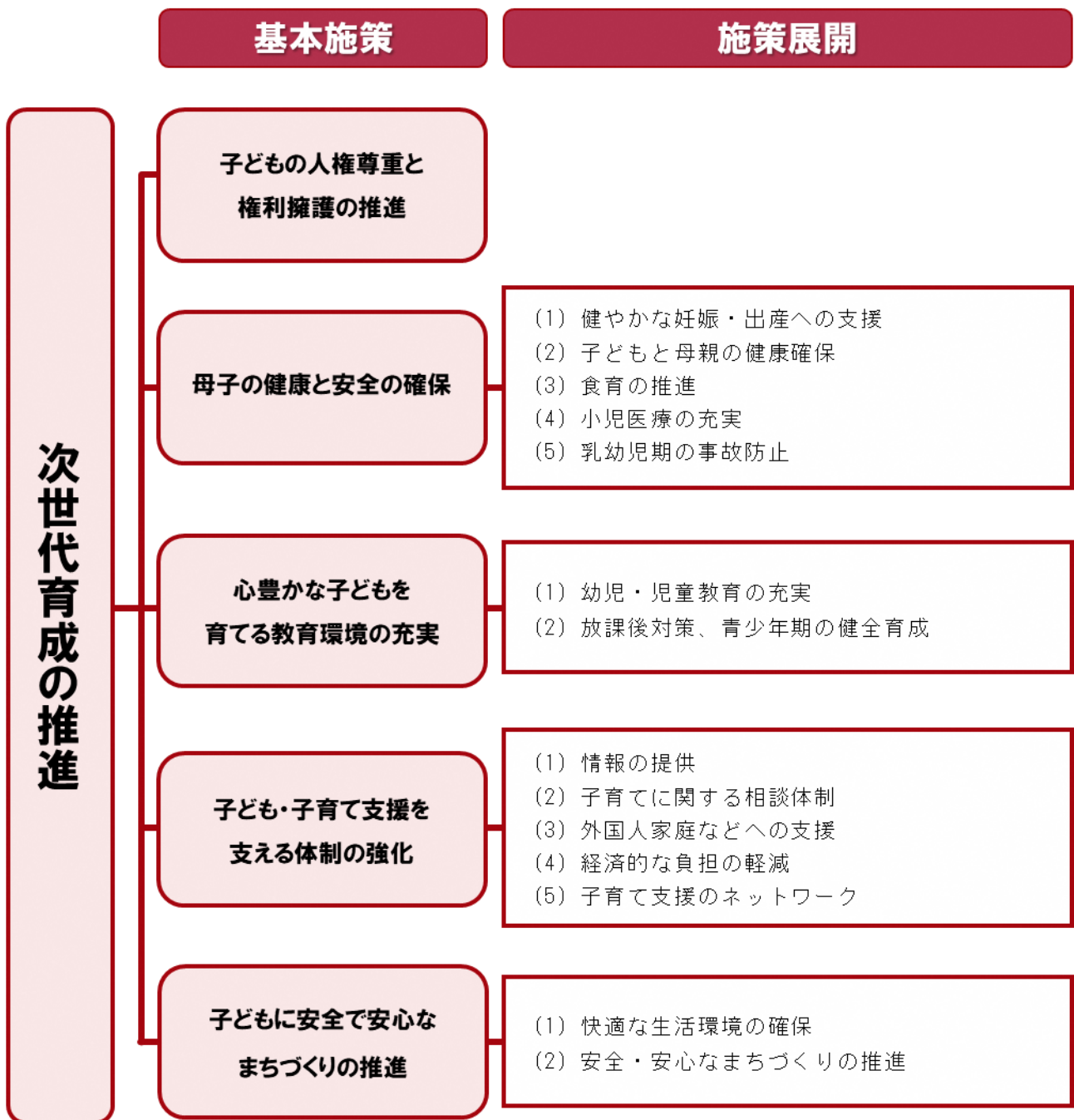


2. 施策体系

基本理念

ともにいきいきと輝き、
あかるい未来が見えるまち・とんだばやし





第6章 子ども・子育て支援の充実

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の定義と設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「提供区域」と言う。）を定める必要があるとしています。

本市では、教育・保育事業と、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を除く地域子ども・子育て支援事業について、第1期計画と同様に、市全域を提供区域（1区域）と設定し、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は各小学校区単位を提供区域と設定します。

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）	提供区域
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園	市全域
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園	
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業	

※保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業以外に、本市には「市が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設」があり、これに該当する認可外保育施設については確保方策に含むこととします。

地域子ども・子育て支援事業	提供区域
(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業 (7) ファミリー・サポート・センター事業 (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児・病後児保育事業	市全域
(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	各小学校区

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

●量の見込みと確保方策を設定する趣旨

子ども・子育て支援法において、各年度における教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容について、計画に記載する必要があると定められています。

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国が示す「量の見込みの算出用のための手引き」に沿って算出しましたが、一部、これまでの実績や今後の人口推計を勘案して見込みの調整を行いました。その算出結果をもとに確保方策を検討して、各事業の量の見込みと確保方策を設定しました。

(ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、市内には幼稚園が16か所（市立11、私立5）あります。

本市では今後、市立幼稚園の園児数の減少や保育所の待機児童問題などを一体的に検討し、幼稚園の再配置、3年保育の実施、預かり時間の延長などを進めていく予定をしておりますが、子育て家庭の多様なニーズに応えられるように引き続き取り組んでいきます。

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	1,105	1,046	991	957	926
確保方策	1,138	1,138	1,138	1,138	1,138
（参考）第1期計画中的 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	1,344	1,307	1,257	1,163	1,097

※実績値は各年5月1日時点の数値です。

(イ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園・認可外保育所を利用）

現在、市内には保育所が16か所（市立6、私立10）あります。市の子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）	1,140	1,140	1,125	1,110	1,095
確保方策	1,230	1,290	1,290	1,290	1,290
（参考）第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	1,022	1,051	1,064	1,077	1,122

※実績値は各年度3月1日時点の数値です。（令和元年度は見込み値）

(ウ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業※を利用）

2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

（単位：人）

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）		222	215	207	201	193
確保方策	保育所 認定こども園	206	216	216	216	216
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	181	195	197	192	183	

※実績値は各年度3月1日時点の数値です。（令和元年度は見込み値）

※「地域型保育事業」とは

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。

富田林市には家庭的保育事業所が2か所（私立2）あります。

(単位：人)

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（推計値）		760	760	750	740	730
確保方策	保育所 認定こども園	698	738	738	738	738
	地域型保育事業	10	10	10	10	10
（参考）第1期計画の中 の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		608	640	646	651	699

※実績値は各年度3月1日時点の数値です。（令和元年度は見込み値）

（3）地域型保育事業認可に係る需給調整の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、認可に関する需給調整について、確保方策（供給）と必要利用定員総数（需要）との比較により可否を判断することとなっていますが、将来の人口予測も踏まえて考えると、認定こども園の計画的な整備や保育所の弾力的受け入れを継続するなど、現状の提供体制を維持しつつニーズに応えることができると考えられます。

そのため、地域型保育事業に係る認可需給調整について慎重な判断が求められます。ただし、既存の認可外保育施設からの移行や、家庭的保育事業等について、市が条例で定める基準に適合する場合においては、協議の上でこれを認めるものとします。

2. 教育・保育の一体的提供・円滑な利用・質の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設とされています。

私立の幼稚園・保育所は、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を尊重することとします。

また、市立幼稚園については、現在4歳以上の受け入れであることから、幼稚園の再配置や3年保育の実施など今後の提供体制や児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を検討していくこととします。

(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭などの資質の向上

市立幼稚園と市立保育所の合同研修や、市立保育所職員研修への民間保育所職員の参加など、研修での連携を行っていきます。また、園長・中堅・初任者向けなど各役職や役割に応じた研修や、特別支援教育・保育の実践・食育やアレルギー対応など分野別の研修も実施するなど、より多くの研修の機会を確保して、幼稚園教諭・保育士・保育教諭などの資質の向上に努めます。

(3) 処遇改善や労働環境の整備・改善による人材の確保

教育・保育サービスの質を向上するために、幼稚園教諭・保育士・保育教諭などの様々な処遇改善と労働環境の整備・改善に努めることにより、人材の確保に努めます。

(4) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校などとの連携

富田林市では、独自に中学校区ごとに地域教育協議会を核とした関係者同士の連携を図っていることから、今後も幼稚園、保育所、小学校、関係団体などとの連携をより一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

(5) 幼稚園・保育所・認定こども園における質の確保

幼稚園教諭・保育士・保育教諭などの研修による資質の向上に加えて、保護者との懇談会や公私立幼稚園連絡協議会による情報交換などにより、子育て家庭のニーズに応えられる幼児教育・保育の質の確保に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の13事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。

本市では、利用者支援事業〔特定型〕を富田林市役所2階（こども未来室）で、利用者支援事業〔母子保健型〕を保健センター（健康づくり推進課）で実施しています。

(単位：か所)

基本型・特定型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	1	1	1	1

(単位：か所)

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）

本市では、「つどいの広場」・「地域子育て支援センター」のことを言い、主に0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施したりする事業です。

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	17,645	16,939	16,261	15,611	15,705
確保方策	17,186	17,106	16,545	15,967	15,967
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	20,547	18,860	19,071	18,380	17,574

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象人数（人）	933	900	871	838	838
	健診回数（回）	8,397	8,100	7,839	7,542	7,542
(参考)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1期計画 の実績値	対象人数（人）	727	716	706	1,043	963
	健診回数（回）	8,898	9,063	8,708	8,933	8,667

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		622	600	581	559	559
(参考) 第1期計画 の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		688	733	682	603	642

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

今後も、養育支援が特に必要と認められる場合には、その家庭に対して育児・家事の相談や必要な支援を行います。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	76	74	72	70	70
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	9	14	63	53	78

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで子どもを一定期間預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難な場合に児童養護施設などで子どもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。今後も、事業の利用が必要と認められる家庭に対して適切な支援を行います。

(単位：人日)

ショートステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70	70	70	70	70
確保方策	109	105	102	98	98
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	38	21	94	113	112

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(単位：人日)

トワイライトステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	5	5	5	5	5
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	0	0	0

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

ファミリー・サポート・センター事業は、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）とが会員となって相互援助を行う事業で、その事務局を市役所（こども未来室）に置いています。

ファミリー・サポート・センター事業の登録者は、依頼会員 154 人、援助会員 94 人、両方会員 19 人（いずれも令和元年 9 月末日時点）となっています。今後も利用希望などの把握に努めながら、適切な提供体制を確保していきます。

(単位：人日)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	206	200	196	192	192
確保方策	206	200	196	192	192
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	196	104	63	219	212

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(単位：人日)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	0	12	0

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(8) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

本市では、私立幼稚園の在園児を対象とした預かり保育事業や保育所の一時保育事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業の一部などが該当します。

①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

私立幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43,529	42,923	41,680	40,894	40,183
確保方策	44,154	44,154	44,154	44,154	44,154
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	48,106	52,460	49,282	46,568	46,297

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

②幼稚園における預かり保育以外の一時預かり保育(上記①以外の一時預かり)

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、保育所やファミリー・サポート・センター(就学前児童)、その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,563	4,426	4,293	4,147	4,006
確保方策	4,699	4,699	4,699	4,699	4,699
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	6,153	5,657	5,929	4,699	4,699

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。

本市では、保育所利用者を対象に、通常延長保育時間以降の保育を希望する場合にサービスを提供する事業を延長保育事業とします。現在、市内の保育所では公立、民間とも19時までの延長保育を実施しています。また、民間2園で20時までの延長保育を実施しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	235	228	221	214	207
確保方策	245	245	245	245	245
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	224	235	231	218	230

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが病気にかかり、保護者も仕事などで子どもを看られない時に、小児科部門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気の子どもを一時的に保育する事業です。現在、富田林病院内保育施設「なでしこ保育園」(1日あたり最大4名/事前登録が必要)で病児保育事業を実施しています。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	110	107	104	100	9
確保方策	500	500	500	500	500
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	45	7	98	105	114

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

小学校に通う児童のうち、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

本市では、放課後の児童健全育成を図るため、学童クラブを市立 16 小学校（全校）で実施しており、今後も子育て家庭のニーズに応えられるように事業の質と量の確保に努めます。

（単位：人）

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	830	805	778	765	746
確保方策	830	830	830	830	830
（参考）第1期計画 の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	725	747	759	805	842

※実績値は各年5月1日時点の数値です。

（単位：人）

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	292	295	293	282	274
確保方策	292	292	292	292	292
（参考）第1期計画 の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	244	242	269	267	278

※実績値は各年5月1日時点の数値です。

■（参考）各学童クラブの確保方策

【低学年】	確保方策					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
喜志学童クラブ（A・B）	71	77	77	77	77	77
新堂学童クラブ（A・B）	37	34	34	34	34	34
富田林学童クラブ（A・B）	53	53	53	53	53	53
川西学童クラブ（A・B）	43	39	39	39	39	39
錦郡学童クラブ（A・B）	42	46	46	46	46	46
彼方学童クラブ	19	18	18	18	18	18
大伴学童クラブ	53	53	53	53	53	53
東条学童クラブ	17	16	16	16	16	16
高辺台学童クラブ	42	43	43	43	43	43
久野喜台学童クラブ（A・B）	62	61	61	61	61	61
寺池台学童クラブ（A・B・C）	99	101	101	101	101	101
伏山台学童クラブ	43	42	42	42	42	42
喜志西学童クラブ（A・B）	49	47	47	47	47	47
藤沢台学童クラブ（A・B）	75	71	71	71	71	71
小金台学童クラブ（A・B）	86	77	77	77	77	77
向陽台学童クラブ（A・B）	51	52	52	52	52	52
合計	842	830	830	830	830	830

【高学年】	確保方策					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
喜志学童クラブ（A・B）	37	38	38	38	38	38
新堂学童クラブ（A・B）	12	12	12	12	12	12
富田林学童クラブ（A・B）	10	13	13	13	13	13
川西学童クラブ（A・B）	13	12	12	12	12	12
錦郡学童クラブ（A・B）	13	13	13	13	13	13
彼方学童クラブ	5	5	5	5	5	5
大伴学童クラブ	7	7	7	7	7	7
東条学童クラブ	3	3	3	3	3	3
高辺台学童クラブ	18	16	16	16	16	16
久野喜台学童クラブ（A・B）	29	32	32	32	32	32
寺池台学童クラブ（A・B・C）	37	42	42	42	42	42
伏山台学童クラブ	14	12	12	12	12	12
喜志西学童クラブ（A・B）	24	26	26	26	26	26
藤沢台学童クラブ（A・B）	23	25	25	25	25	25
小金台学童クラブ（A・B）	22	26	26	26	26	26
向陽台学童クラブ（A・B）	11	10	10	10	10	10
合計	278	292	292	292	292	292

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月より、新制度に移行していない幼稚園において、低所得世帯について副食費分については助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の運営・施設基準などを含む妥当性や持続性などを主な観点として事業者と協議を行います。新たに事業を開始する事業者に対しては、利用者が不利益とならないことや円滑に事業が実施できるよう、市が調整、相談、助言などの支援を行います。

4. すべての子どもと子育て家庭を支える支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
1	要保護児童対策地域協議会	保健、福祉、医療をはじめ教育、警察など児童の関係機関が児童虐待の予防、早期発見から妊婦も含めた児童とその家族への援助に至るまで、有機的な連携に基づいた援助方策、援助システムを検討し、虐待の防止などを推進します。また、定期的な児童の状況確認、必要に応じたケース会議などを行い、関係機関との連携を図ります。	こども未来室
2	虐待防止対策の周知	児童虐待防止のために、市民全体に向けた広報・啓発活動など、さまざまな取り組みを行います。	こども未来室
3	児童虐待防止に関する研修の実施	関係者および関係機関に対して、研修の充実を図ります。	教育指導室 こども未来室
4	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	児童福祉法に基づき、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、乳児の体重測定や育児の相談に応じ、母親の育児不安を解消するとともに、虐待予防に努めます。また、訪問の際には予防接種手帳を配布します。	健康づくり推進課
5	保育士による訪問事業	市立保育所の保育士が、妊婦のいる家庭を定期的に訪問し、心配事の相談や情報の提供を実施します。また、訪問を通じて「子育てで孤立しない・させない」を目的にさまざまな機関との連携に努めています。さらに、3歳未満の未就園児がいる家庭を訪問し、育児の悩み事の相談を受けたり、子育て支援事業の情報を提供したりします。	こども未来室
6	養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）	児童の養育について支援を必要としながら、自ら積極的に支援を求めていくことが困難な家庭に対して、家庭訪問支援員が訪問し支援します。	こども未来室
7	子どもへの暴力防止プログラム～CAP（巡回公民館講座）	幼稚園児（5歳児）および保護者を対象に、子ども自らが虐待・誘拐・いじめなどから身を守る意識を育てるため、巡回公民館講座として実施します。	中央公民館
8	親支援事業	子育てにしんどさを感じている親のセルフケア力と問題解決力の回復を支援し、プログラムを実施することで、親子関係の再統合、修復を図り、児童虐待の防止を図ります。	こども未来室
9	児童家庭相談	家庭における18歳未満の児童の養育相談や、児童自身の相談に応じるなど、児童家庭相談体制の充実を図ります。	こども未来室

10	相談窓口の周知	すこやか教育電話相談やチャイルドライン等の子どもが相談できる窓口について周知を図ります。	教育指導室
11	民生委員・児童委員および主任児童委員の活動の促進	日々の活動の中で、地域住民を対象に心配事や悩み事の相談に乗り、さまざまな理由によって社会的な支援が必要と考えられる人に対して、適切に関係機関へつなげます。	地域福祉課

(2) 障がい児施策の充実

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
12	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などの支援をします。	障がい福祉課
13	小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病児童が日常生活を円滑に行うため、日常生活用具を給付します。	障がい福祉課
14	市郵送用封筒点字打刻事業	視覚障がい者（児）への情報提供の促進を図るため、市役所から発信する封書に市の名前を点字表示します。	障がい福祉課
15	ライフサポート推進事業	障がい児（者）とその家族の就労および生活を支援することを目的に、障がい児（者）の通学・通所の支援（送迎サービス）、宿泊支援事業を行います。	障がい福祉課
16	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
17	補装具支給事業	障がい者児の身体上の障がいを補うため、用具の購入または修理に要する費用を支給します。	障がい福祉課
18	障がい者等日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、重度障がい者等に、日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
19	移動支援事業	社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	障がい福祉課
20	自立支援医療給付事業（育成医療）	自立支援医療の指定を受けている医療機関において、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための必要な医療の一部を給付します。	障がい福祉課
21	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	障がい福祉課
22	放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	障がい福祉課

23	重度心身障がい者等医療費助成	精神または身体に重度の障がいをもつ人が、健康保険証を使って、病院などで受診したとき、自己負担分の一部を助成することにより、その健康の保持および生活の安定に寄与し、対象者の福祉の増進を図ります。	福祉医療課
24	交通等バリアフリー基本構想推進事業	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、市の基本構想に基づきバリアフリー化を推進します。	まちづくり推進課
25	乳幼児二次健診 (約束健診) (発達相談) (視聴覚検診)	乳幼児健診や電話相談、訪問活動などにおいて経過観察を必要とする乳幼児に医師、心理相談員による診察・相談を実施します。なお、保健師、栄養士による相談も併設します。また、3歳6か月児健診において必要とする幼児に医療機関委託による視聴覚検診の実施と受診率の向上を図ります。	健康づくり推進課
26	乳幼児訪問指導	乳幼児健診や電話相談などにおいて、乳幼児の経過観察および保護者の不安解消を目的にした訪問指導の充実を図ります。	健康づくり推進課
27	のびのび広場	1歳7か月児健診において、発達・育児支援面での経過観察が必要な児童と保護者に対し、2歳到達月まで月1回参加してもらう子育て相談の事業で、必要な児童にはチューリップ教室につながります。	健康づくり推進課
28	通園施設運営補助	社会福祉法人聖徳園が運営する児童発達支援センターに対して補助金を交付し、その保育内容の充実と運営の健全化を図ります。	こども未来室
29	障がい児保育事業	特に配慮を要する児童を保育所で、健常児とともに集団保育することにより、当該児童の健全育成の充実を図ります。そのためにも、受け入れについて施設機能や職員配置など児童にとって、より安全で安心な体制を構築します。	こども未来室
30	学童クラブでの障がいのある児童の受け入れ体制の充実	障がいのある児童については、指導員を加配するなど、できる限り受け入れ体制を充実します。	こども未来室
31	つながるファイル	子どもの成長の様子や、これまでに受けた支援・教育を記録し、保育所・幼稚園から成人するまでの間、活用できるファイルです。今後もファイルの普及に努め、有効に活用できるようにします。	こども未来室 教育指導室 障がい福祉課 健康づくり推進課
32	相談支援事業	障がい児の家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などの支援をします。	障がい福祉課
33	子どもの発達相談	発達面に課題のある児童の保護者からの相談に専門職員が応じ適切なアドバイスや支援を行います。	こども未来室
34	幼児の健全発達支援 (チューリップ教室)	保健センターが実施する1歳7か月児健診などで、集団の場において発達観察が必要と思われる子どもと保護者を対象に、年齢に応じた教室を開催します。遊びを通じて、親子のふれあいを大切に、子どもと保護者が楽しく過ごせるように援助したり、さまざまな相談に適切な指導・各種相談に応じたりすることにより、幼児の健全な育成・発達を助長し、保護者の育児不安などの解消を図ります。	こども未来室

35	つどいの広場事業	主に0～3歳までの子どもとその保護者が気軽につどい、交流や育児相談ができる場を開設します。くつろげる場所の提供のほか、各種講座の開催、子育て情報の提供なども行います。	こども未来室
36	地域子育て支援センター事業	少子化や核家族化によって、子育てに悩みを持つ保護者のために、親子共々の仲間づくりや子育て相談の場を提供するとともに、子育てサークルおよび子育てボランティアの育成・支援や地域の保育・子育て資源の情報提供、地域支援活動を行います。	こども未来室
37	幼稚園における相談体制	教員による子育て相談などの充実を図ります。	市立幼稚園 私立幼稚園
38	幼児教育センター	2・3歳児とその保護者を対象とした子育て支援のための事業で、2・3歳児広場の実施や親子活動の場の提供、毎月2回の専門家による子育て相談などを実施します。(相談および指導、2・3歳児広場、施設の一般開放、子育て情報の収集、子育て講座や研修会の開催、子育てボランティア講座の開催、子育てサークルの支援、各機関との連携の推進)	教育指導室
39	利用者支援事業	子どもやその保護者または妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用していただけるよう相談に応じ、必要とされる情報の提供や助言などをしたり、関係機関との連絡調整などを行ったりします。	こども未来室
40	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業	地域に潜む生活の課題を地域の皆さんと共に見つけ出し、生活・福祉に関する困り事の解決方法を一緒に考え、共に行動する「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」を配置します。地域における子育てに関する相談をはじめ、あらゆる人のあらゆる相談に対して支援します。	地域福祉課
41	発達障がい児等療育支援事業	自閉スペクトラム症等の発達障がいのある児童、または発達のサポートが必要な児童とその保護者に対し、「こども発達支援センターSun」に事業を委託し、個別のプログラムに基づく療育と保護者研修を実施しています。さらに令和元年度より、児童発達支援ニーズの増加に伴い、本市民限定の個別療育事業を同センターに事業委託しています。	こども未来室

(3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
42	ひとり親家庭相談（ひとり親家庭の自立支援）	ひとり親家庭の自立のための相談、情報提供を行い、就労により自立できるようにさまざまな角度から総合的な支援を実施します。	こども未来室
43	母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、職業能力の開発のための講座（国が教育訓練給付の対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料を補助し、就業を支援します。	こども未来室
44	母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父または母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども未来室
45	母子生活支援施設への入所	18歳未満の児童を養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある人が、生活上のいろいろな問題のために、児童の養育が十分にできない場合に、その保護者および児童を母子生活支援施設に入所させ、保護するとともに安定した生活を支援します。	こども未来室
46	ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童とひとり親または養育者が、健康保険証を使って、病院などで受診したとき、自己負担分の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ります。	福祉医療課
47	児童扶養手当の給付	離婚などにより父または母がいない世帯、父または母が重度の障がいをもつ世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護・養育している父または母または養育者に対して手当を支給し、子育てを支援します。	こども未来室
48	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談および受け付けを行い、生活の安定を支援します。	こども未来室
49	ひとり親家庭への情報提供	ひとり親家庭への支援制度・施策についての詳細を子育てガイドに掲載し、情報提供をしていきます。また、国や府、市、各団体から送付されるひとり親家庭等の支援制度や施策を含む様々なパンフレット・チラシを庁内及び窓口配置し啓発に努めます。	こども未来室
49	母子自立支援員による相談	ひとり親家庭に対する総合的窓口として、生活一般、資格取得、就業、離婚問題等についての相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	こども未来室

50	高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために受講費用の一部を支給しています。	こども未来室
51	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の親の状況・ニーズに応じて個別に自立支援計画を策定し、関係機関とも連携しながら、きめ細やかな自立・就労支援を行います。	こども未来室
52	未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用	未婚のひとり親は税法上の寡婦（夫）控除や住民税の非課税措置を受けることができないため、婚姻歴の有無によって、同じ収入であっても利用者負担額等に差異が生じます。そのため、未婚のひとり親に対し、寡婦（夫）控除をみなし適用することで、その子どもが不利益にならないよう、負担の公平化を図ります。	こども未来室

（４）仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
53	ワーク・ライフ・バランスの啓発事業	働き方を変えて、仕事と生活の調和をめざすワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。	商工観光課 こども未来室
54	能力開発支援事業	能力開発に伴う講座などを開催します。	商工観光課
55	就労相談・就労支援制度の普及啓発	就労支援センターを設置し、就労が困難な事情や環境にある人の就労相談などを行います。	商工観光課
56	就労支援事業	「就職困難者等」の雇用・就労を創出するため、企業・事業所をはじめ、関係機関との積極的な支援・協力体制を確保します。	商工観光課
57	求人情報の提供	全市民（外国人を含む）を対象に、求人情報を提供します。また、庁舎内に設置しているインターネット環境を備えたパソコンにより、最新の求人情報を直接入手していただけます。	商工観光課
58	労働相談	労働に伴う各種相談を行います（外国人を含む）。	商工観光課
59	男女共同参画推進事業（男女共同参画フォーラム） （男女共同参画啓発リーフレット“びびっど”） （男女共同参画関連講座） （男女共同参画活動助	富田林市男女共同参画計画ウィズプランに基づき、フォーラムや講座などを通じて、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、子育ての大切さや楽しさを理解できるように啓発活動を行います。	人権政策課

	成金の支給) (男女共同参画センターウィズ管理運営事業)		
60	女性相談事業	女性の抱えるさまざまな悩みについて、フェミニストカウンセラーや女性電話相談員による相談(子育ても含む)を実施します。	人権政策課
61	プレママ・パパ教室	妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識の啓発および妊婦同士の仲間づくり、父親の育児参加の動機づけを目的に実施します。	健康づくり推進課
62	家庭教育学級(託児付き)の実施	現実的課題に即した、子育てに関するさまざまなテーマを取り上げた学習の実施をめざすとともに、父親が参加できる内容も取り入れます。	中央公民館

第7章 次世代育成の推進

1. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
63	子どもの人権を尊重する啓発・相談活動	啓発冊子の配布や人権ポスターの取り組みを通じて、「子どもの権利条約」の趣旨をはじめ、子どもの権利保障について啓発を行い、子ども自身が権利の主体として自覚・自立していけるよう人権教育・啓発活動に取り組みます。また、人権擁護委員による人権相談を実施します。	人権政策課
64	ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する研修の実施	DVに対する適正な対応を図るため、各学校の教員に対し、研修の充実を図ります。	教育指導室
65	総合相談事業（人権相談・生活相談）	人権相談および生活相談において、子どもに関わる相談について、関係機関と連携を図り、より適切な対応ができるよう支援します。また、ケースによっては、相談者に同行しながら関係専門機関につなげます。	人権文化センター ※（一社）富田林市人権協議会へ委託
66	不登校児童生徒対策の推進	学校外適応指導教室「すこやかスクールYOUYOU」、学校内スクールカウンセラー配置事業など、学校復帰をめざした取り組みの整備充実を図ります。	教育指導室
67	ひきこもり等相談窓口事業	ひきこもりなどの困難を抱える青少年やその家族に対し、相談窓口において助言をします。	生涯学習課
68	子どもの学習支援事業	生活保護世帯、児童扶養手当全部支給世帯または同等の所得水準の一人親世帯の中学生などを対象に、大学生の学習支援ボランティアによる学習サポート、勉強の悩み相談、参加者同士の交流会などを行います。	地域福祉課

2. 母子の健康と安全の確保

(1) 健やかな妊娠・出産への支援

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
69	母子健康手帳交付	母子保健法に基づき、妊娠の届け出をした人に対して母子健康手帳を交付します。また、交付時に父子手帳、マタニティキーホルダー、妊婦健康診査受診券も配付します。	健康づくり推進課
70	妊婦一般健康診査	合併疾患のチェック、流早産未熟児出生およびB型肝炎ウイルスの母子感染の予防を目的にした健康診査の実施と受診率の向上を図ります。また、公費負担による妊婦健診の未受診防止に努めます。	健康づくり推進課
71	特定不妊治療費助成	特定不妊治療（体外受精および顕微授精）以外の方法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦で、大阪府などが実施する「特定不妊治療費助成制度」を受けられた人に対して、市独自に助成金を交付します。	健康づくり推進課
72	助産の扶助	妊婦が経済的理由により、入院助産が困難な場合に助産施設での出産を支援します。あわせて、養育支援が特に必要である妊婦に対して、関係機関と連携して支援します。	こども未来室
73	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者に対して、出産の費用を気にせず安心して出産していただくために、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
74	新生児訪問	母子保健法に基づき、新生児・産婦に対して不安の解消、健康状態の確認などを目的にした訪問指導を実施します。	健康づくり推進課
75	養育支援訪問事業（育児ヘルパー事業）	産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児を支援する育児ヘルパーを派遣し、子育て家庭を支援します。	こども未来室
76	産後ケア事業	産後に家族等から十分な支援が受けられず、体調や育児に不安がある方を対象に、医療機関において助産師等による授乳指導や育児相談、健康状態の確認や産婦の休息確保などを日帰りや宿泊の形態で提供します。	健康づくり推進課

(2) 子どもと母親の健康確保

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
77	乳幼児健診 (乳児一般健康診査) (4か月児健診) (乳児後期健康診査) (1歳7か月児健診) (3歳6か月児健診)	乳幼児の健全な育成と保護者の子育て支援を目的として、疾病予防や早期発見・早期治療を図るために発育、発達、栄養、育児、歯科保健に関する相談、保健指導を実施する健康診査の受診率の向上を図ります。また、乳児後期健診については、かかりつけ医を持つことを目的に医療機関で実施します。	健康づくり推進課
78	歯科疾患の予防 (2歳6か月児歯科健診) (1歳8か月児歯科フ ォロー教室) (2歳7か月児歯科フ ォロー教室)	生涯を通じた健康づくりの基礎を築くものとして、むし歯などの歯科疾患の予防を目的に、幼児およびその保護者に対して、口腔内診査、予防処置(フッ素塗布)、保健指導、カリオスタット(むし歯予測試験)などの実施と受診率の向上を図ります。	健康づくり推進課
79	予防接種の実施	乳幼児、児童および生徒への予防接種の実施と接種率の向上を図ります。[BCG、DPT(ジフテリア・百日咳・破傷風混合)、MR(麻しん風しん混合)、第2期DT(ジフテリア・破傷風混合)、日本脳炎、ポリオ]	健康づくり推進課
80	子育て相談会	保健師・栄養士・助産師・心理相談員などの専門職が実施している個別相談会を行い、育児の悩みや不安などの解消を図ります。	健康づくり推進課
81	子ども医療費助成	出生の日から中学3年生までの入院・通院について、保険診療で医療機関に支払う自己負担分の一部を助成します。	福祉医療課
82	かかりつけ医制度	かかりつけ医(小児科)の普及促進を図ります。	健康づくり推進課
83	未熟児訪問指導	母子保健法に基づき、出生体重が2500g未満の子どもと産婦に対して不安の解消、健康状態の確認などを目的にした訪問指導を行います。	健康づくり推進課
84	産婦健診事業	産婦の産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図ることを目的とし、産後2週間頃と産後1か月頃の2回の産婦健診について費用を助成します。	健康づくり推進課

(3) 食育の推進

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
85	育児教室（ぴよぴよクラス）（すくすくクラス）	母子保健法に基づき離乳食の進め方、その他交流会や育児・歯科保健に関する保健指導を実施します。また、母子の健全育成、正しい知識の啓発を行います。	健康づくり推進課
86	食育啓発事業	食に関する教育などを継続して実施し、食育啓発事業を行います。〔4か月児健診時集団教育、1歳7か月児健診時集団教育、3歳6か月児健診時集団教育、ぴよぴよクラス、すくすくクラス、出前講座〕	健康づくり推進課
87	小中学校給食実施運営	市立小中学校において学校給食を実施し、これを生きた教材として、食に関する指導を推進します。使用食品は、国内産を原則として、安全な食事を提供し、また安心して食べてもらえるよう情報発信にも努めます。	学校給食課
88	こども食堂運営支援事業	一人で食事をしたり、家庭の事情で食べることができなかつたりする子ども向けに、安価で食事を提供しています。また、様々な家庭環境で過ごす子どもに対して地域であたたかくて、安全・安心な居場所を提供できる取り組みを応援しています。現在、市内6か所でこども食堂が運営されており、その活動に補助金を支給しています。	こども未来室

(4) 小児医療の充実

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
89	小児救急医療事業	医療機関、医師会など関係機関の協力を得ながら、南河内南部広域小児急病診療体制の拡充を図ります。	健康づくり推進課
90	休日急病診療	富田林病院で、日曜日・祝日・年末年始に小児科診療を行います。	健康づくり推進課

(5) 乳幼児期の事故防止

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
91	事故予防教育	乳幼児死亡の大きな原因となる不慮の事故を予防するために4か月児健診、育児教室において事故予防教育を実施します。また、出前講座などにおいても実施するとともに回数の増を図ります。〔4か月児健診時集団教育、1歳7か月児健診時集団教育、3歳6か月児健診時集団教育、びよびよクラス、すくすくクラス、出前講座〕	健康づくり推進課
92	応急手当の普及啓発事業	児童を含む市民が突然の事故に遭ったとき、周りにいる人たちが適切な応急手当ができるよう、応急手当の普及啓発事業を実施します。また、救急救命士などが講師となって行う講習の内容を充実します。	警備救急課

3. 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実

(1) 幼児・児童教育の充実

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
93	ブックスタート事業	保護者に絵本を通じて、乳幼児との“ふれあいの必要性”についての働きかけや、図書館の利用案内を行うものとして、保健センター（健康づくり推進課）で開催される「4か月児健診」にあわせて実施し、啓発に努めていきます。また、健診に参加された乳幼児に絵本を配布したり、健診の待ち時間に図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせを行ったりします。さらに、健康づくり推進課の保健師と連携し、フォローアップ事業を推進します。	図書館
94	おはなし会等児童向け行事	子どもたちに図書館や本に親しみをもってもらい、ことにより、利用促進と読書活動を活発にし、また図書館に来る子どもだけでなく、図書館にあまり足を運ばない子どもには、その動機づけをする取り組みを進めます。また、子どもたちが図書館にあるたくさんの中から、良き本と出会えるよう、テーマに沿った本の展示・リスト作成を定期的に行います。	図書館
95	幼稚園・保育所・学校等との連携事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 団体貸出子どもたちが一日の大半を過ごす場である幼稚園・保育園・学校などへ本の団体貸出を行い、読書環境の充実に取り組みます。 2. 小学1年生オリエンテーション市内全小学校（16校）へ出向き、1年生に図書館の使い方の説明や本の紹介をします。 3. 学校図書館支援市内全小学校（16校）と中学校（8校）の学校図書館に月1回、調べ学習などで希望の本を集めて配送する学校図書館ブック便を走らせます。 4. 市内小中学校の児童・生徒に読書通帳を配布し、読書推進に努めます。 5. 幼稚園つつじ号を運行し、市立幼稚園への団体貸出を推進します。 	図書館
96	自動車文庫事業	図書館から離れた地域の皆さんにも利用していただくため、市内広域サービスに努めます。夏休みなどの長期休みの小中学生の利用や幼児を連れた親子、高齢者の利用を促進します。	図書館
97	特別支援教育	特別支援教育コーディネーターを中心として、校内の体制づくりとともに、医療や福祉などの関係機関と連携しながら、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対して、適切な指導や支援を行います。	小学校 中学校 市立幼稚園

98	生徒指導の充実	幼児・児童・生徒の健全な育成を図るため、さまざまな問題行動・課題に対する予防や適切な指導を目標に研修などを進めます。	教育指導室 各学校園
99	キャリア教育	職場見学やキッズマート、インターンシップなどの体験学習等を通じて、児童・生徒のキャリア形成を図ります。	小学校中学校
100	児童の図書館体験講座	春休みと夏休みに、小学5・6年生に図書館の仕事体験してもらい取り組みをします。	図書館

(2) 放課後対策、青少年期の健全育成

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
101	放課後子ども教室推進事業	地域社会全体で、未来を担う子どもの豊かな成長を育むことを目的に、各小学校での放課後や週末などに子どもの体験・交流活動を地域ボランティアの協力を得て開催します。	生涯学習課
102	多文化理解・英語教育の充実	急激に発展する情報化・国際化社会に対応するため、ALT（外国語指導助手）を学校園に派遣し、異文化交流を含め幼稚園での英語遊び、小学校での国際理解教育、中学校での英語教育支援を推進します。	教育指導室
103	姉妹都市・友好都市交流推進事業	姉妹都市米国ベスレヘム市との交流事業を実施します。また、毎年秋に開催している英語弁論大会では、小学生の部を設けるなど、市民の英語能力向上をめざします。	市民協働課
104	子ども対象講座の実施	春・夏・冬休みを中心に、子どもや親子対象の手作り教室や体験教室を実施します。	中央公民館 東公民館 金剛公民館
105	子ども対象の人形劇の実施	公民館まつりなどにおいて、人形劇やマリオネットの発表会、巡回公民館講座で人形劇の出前を実施します。	中央公民館
106	ジュニアリーダー養成事業	小学5・6年生を対象に、各地区子ども会のリーダーを養成します。	生涯学習課
107	ジュニア・スポーツリーダー・スクール	スポーツ・レクリエーションの技術向上だけでなく、セミナーを通していろいろな人とのふれあいの中で、人間関係をコーディネートできる自主性のあるリーダーを養成することを目的に、年10回のスクールを開催します。	生涯学習課
108	中学生の乳幼児ふれあい体験の充実	職業体験学習の中で、保育園や幼稚園での体験学習を実施します。	中学校

109	地域教育協議会の推進 (すこやかネット)	8 中学校区内で、学校・家庭・地域が協働し、青少年健全育成のための取り組みの充実を図ります。	教育指導室 社会教育課
110	青少年指導員への事業委託	各種事業を委嘱された青少年指導員が、青少年の健全育成を図るための事業を実施します。	生涯学習課
111	少人数学級編制や少人数授業	小学校6年生や中学校3年生等で少人数の学級編制や少人数指導等を実施するために必要な講師を配置し、「個に応じたきめ細かな指導」の実現に努めます。	教育指導室
112	小学生育成事業	小学校の放課後や、土曜日・長期休みなどの楽しく安全な居場所として学習、スポーツ、創作、読書、レクリエーション、遠足などさまざまな活動を実施します。	児童館
113	親子ふれあい事業	主に小学生を対象に、各学期事業・年間事業・夏休み事業として講座・講習事業を実施します。具体的には「親子体操」、「親子トランポリン」、「親子水彩画教室」、「たのしい科学教室」、子育て中の保護者を対象にした「子育てリフレッシュ講座」などを実施します。	児童館
114	中学生育成事業	中学生を対象に、学習活動に取り組むとともに、科学や芸術、スポーツ等をテーマに講座を実施します。	児童館
115	児童館施設の利用促進	子育てサークル等に対して、児童館の施設の貸し出しを行うとともに、施設の利用促進に努めます。	児童館
116	きらめき創造館の利用促進	青少年の良好な学習環境の提供をはじめ、生涯学習活動の場としてきらめき創造館の施設利用の促進に努めます。	生涯学習課
117	幼稚園における世代間交流の推進	敬老会・農作業などにおける交流を図ります。	市立幼稚園
118	地域活動事業	保育園で、地域の子どもやお年寄りなどを招いての敬老会およびクリスマス会を実施します。また、園庭開放や子育て講座、子育て相談を実施します。地域の子育て支援については、保育所保育指針にもうたわれていることから、すべての保育園で実施します。	こども未来室
119	市こども会育成連絡協議会活動助成	健やかな子どもの成長と青少年の健全育成や、地域の子ども会相互の交流事業を中心とした活動補助金の交付と育成指導を行います。	生涯学習課
120	幼児教室、親子・児童体操教室	就学前の幼児の楽しいトランポリン教室を開催します。また、就学前の幼児と親の楽しい運動遊び教室、小学1年生～3年生までの楽しい体操教室を開催します。	生涯学習課
121	ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク	市民の皆さんの健康増進を図るため、コースの途中でゲームやクイズに挑戦するなど、楽しみながら参加していただける「ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク」を年1回開催します。	生涯学習課

122	富田林市民マラソン大会	広く市民のスポーツを普及・振興し、あわせて健康と親睦に寄与することを目的に、小学生から壮年・ふれあいまでの13部門に分かれてマラソン大会を開催します。	生涯学習課
123	富田林市民スポーツ・レクリエーション祭	見て・知って・楽しむスポーツ・レクリエーションをめざし、幅広い年齢層の市民にスポーツ・レクリエーションの普及を目的として、「健康みつけた！私のニュースポーツ」をスローガンに開催します。	生涯学習課
124	富田林市民体育大会	広く地域住民の間にスポーツ・レクリエーションの振興とスポーツマンシップの高揚を図るとともに、市民相互の健康と民主的な連帯を高めることを目的として20競技を実施します。	生涯学習課
125	学童クラブ配本便	放課後の子ども達の読書環境の充実を図るため、学童クラブへ年6回団体貸出本を配送します。	図書館

4. 子ども・子育て支援を支える体制の強化

(1) 情報の提供

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
126	子育て応援ガイドの運営	子育てに関連する事業内容や機関などを紹介し、地域の子育て支援情報の発信に努めます。	こども未来室
127	こども情報紙の発行	子どもに関する身近な情報や催し物などの情報提供を行い、保育所・幼稚園・小学校・中学校に通うすべての子どもへ配布します。	生涯学習課
128	広報紙やインターネットによる情報の提供	それぞれの所管が、必要な情報を提供します。	関係各課
129	とんだばやしメール	発信メニューを拡充し、子育てに関する情報も含め、さまざまな情報を携帯電話やパソコンにメール配信します。	関係各課
130	出前講座の実施	多様な市民の学習ニーズに即した学習機会の提供をはじめ、行政が行う各事業に対する市民への理解を深めるための出前講座を実施します。子育て講座を含め現在 55 のメニューがあります。	各課 (生涯学習課は中継するのみ)

(2) 子育てに関する相談体制

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
131	家庭支援推進保育(所)事業	家庭環境に配慮を要する保育所入所児童およびその家庭への支援とあわせ、これまで支援の対象となりにくかった「ひきこもりがちな家庭」などの在宅家庭を対象に、出前の育児相談・親子教室の実施や、家庭訪問など保育所機能を地域に展開することにより、保育所における家庭支援を推進します。	こども未来室
132	子育て支援保育士事業	民間保育所の地域における子育て支援機能を充実するために要する子育て支援担当保育士などの人件費を補助します。	こども未来室
133	子ども家庭サポーター活動支援	大阪府子ども家庭サポーターの養成講座を修了した人たちの活動を支援します。	こども未来室

134	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と援助したい人（援助会員）が、お互いに助け合う子育てネットワークで、会員数および活動件数の増加に努めます。	こども未来室
135	親子広場・マタニティ&子育て中コンサートの実施	民生委員児童委員協議会では、親子で一緒に遊び、また親同士の交流を図ることを目的にする活動を実施します。	地域福祉課
136	未就園児とその保護者に対する支援活動の充実	ふれあい活動の実施、園庭開放の子育て支援、教員による子育て相談などの充実を図ります。	市立幼稚園
137	未就園児とその保護者に対する支援活動の充実	子育て支援として、子育て相談・未就園児親子教室・親子登園などを実施します。	私立幼稚園
138	「親と子の育ちの場」の提供	親子教室・子育て講演会・教育相談などを実施します。	市立幼稚園
139	子育て世代包括支援センター「ゆにぞん」	妊娠・出産・子育て期にわたるまで切れ目なくサポートを行う「子育て世代包括支援センター」を母子保健部門（健康づくり推進課）と子育て支援部門（こども未来室）に設置し、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を活かし、支援に必要な情報を共有するなど、緊密に連携して相談支援等を行います。	健康づくり推進課 こども未来室

（3）外国人家庭などへの支援

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
140	日本語指導員の配置	文化や言語も含め、日本語が十分でない児童の在籍する学校へ日本語指導者とともに指導員を派遣し、学校生活および保護者を支援します。	教育指導室
141	帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業	地域の国際化の中で、外国からの帰国・渡日児童生徒が増加しており、言葉の壁、日本の教育制度への無理解から学校生活に支障をきたしたり、進路選択が困難だったりする例が見られます。令和元年度に策定した「富田林市多文化共生推進指針」（改定版）に基づき、これらの問題を解決するために、とんだばやし国際交流協会が教育委員会と協力し、多言語進路ガイダンスを開催します。また、とんだばやし国際交流協会では生活相談などを実施します。	市民協働課

(4) 経済的な負担の軽減

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
142	児童手当の給付	家庭における生活の安定に寄与し、児童の健全な育成に資するために中学校修了までの児童を対象に支給します。	こども未来室
143	就学援助費の支給	学校に必要な学用品費・給食費・修学旅行費など諸経費の一部を、所得に応じて援助します。	教育指導室
144	富田林市障がい者(児)給付金	障がい児を激励し、その福祉の増進に寄与するため給付金を支給します。	障がい福祉課
145	障がい児福祉手当	身体、知的または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の児童に、手当を支給します。	障がい福祉課
146	特別児童扶養手当の給付	精神または身体に重度・中度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護・養育している父または母または養育者に対して手当を支給し、子育てを支援します。	こども未来室
147	富田林市重度障がい者タクシー料金補助	在宅の重度障がい者(児)に対し、タクシー料金の一部を補助します。	障がい福祉課
148	住宅改造補助事業	在宅の重度障がい者(児)または在宅の重度知的障がい者(児)に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成します。	障がい福祉課
149	重度障がい児(者)介護手当の支給	重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せもつ在宅の障がい児(者)の介護者に対し、介護手当を支給します。	大阪府(障がい福祉課)
150	難病患者に見舞金の支給	難病患者を激励し、その福祉の増進を図るための見舞金を支給します。	障がい福祉課
151	在宅の障がい者への通所交通費の助成	生産的活動の場を提供する障がい者支援施設に通所している在宅の心身障がい者に対して、負担を軽減するため、その通所に要する交通費の一部を補助します。	障がい福祉課
152	大阪府心身障がい者扶養共済制度	障がい者を扶養している保護者が死亡または重度障がい者となった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給し、生活の安定を図ります。	大阪府(障がい福祉課)
153	民間保育所等運営費負担金事業	幼児教育・保育の無償化により、新制度移行園に通う3歳以上の児童の保育料が無償となり、新制度未移行の幼稚園においても、就園奨励費に代わる制度として保育料の無償化を始めます(上限あり)。また、認可外保育施設等においても保育の必要性のある世帯については、無償化の対象とします。	こども未来室

154	民間保育所等運営費補助金事業	新制度未移行の幼稚園において、給食が実施されている場合、低所得世帯の負担軽減のため、副食費部分の補助を行います（上限あり）。 また、民間保育所等の給食費補助についても増額します。	こども未来室
-----	----------------	--	--------

（５）子育て支援のネットワーク

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
155	地域で子どもを育てるネットワークの構築	地域教育協議会への参加の推進、地域の幼児教育推進のため、連絡調整機関の設置に向けて取り組みます。	市立幼稚園
156	市PTA連絡協議会活動助成	単位PTA相互の連携を密にし、その健全な発展を図るとともに、活動補助金の交付と育成指導を行います。	生涯学習課
157	PTA教室開催補助	単位PTAの活性化と会員の資質向上を目的に、各幼稚園、小中学校で実施する「PTA教室」の講師謝礼を補助します。	生涯学習課
158	富田林市DV対策連絡会議の設置	本会議運営により、本市の担当部課と関係機関が連携を取り、本市におけるドメスティック・バイオレンス被害者を支援します。	人権政策課
159	地域コーディネーター連絡会	各小中学校区で活動するボランティアとなる地域コーディネーターの連絡調整会議を行います。	生涯学習課
160	児童サービス事業（子育て支援と子ども読書推進事業）	子どもが本に関心をもつことができるよう、保護者や子どもの本に関心のある人を対象にして、図書館文化講座や児童文学講座などを開催します。	図書館
161	市民公益活動団体・地縁団体への支援	市民公益活動センターにおいて、団体活動拠点としての利用、印刷などの事務作業、活動していく上での悩みや相談、助成金などの情報提供、プロジェクターなどの備品貸出、チラシ・ポスターの掲示などにより、各種活動団体を支援します。	市民協働課
162	子育てサロン	閉じこもりの防止や参加者相互の仲間づくりを目的とした子育てサロンを、地区・校区福祉委員会にて実施します。	地域福祉課
163	乳幼児クラブ事業	専門的な知識や経験を持った指導員を配置し、「親子ふれあい遊び」、「ワークショップ」などサークル形式の多種多様な活動を通じて、情報交換や子育ての知識の学ぶ場を提供します。	児童館
164	子育て支援ネットワーク	子育て支援サービスを身近で利用しやすくするため、情報共有などを通じてそれぞれの機関が効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。	こども未来室

5. 子どもに安全で安心なまちづくりの推進

(1) 快適な生活環境の確保

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
165	公園整備事業	「大阪府福祉のまちづくり条例」などにに基づき、安全で利用しやすい公園をめざし、施設整備を行います。	みどり環境課
166	公園管理事業	市民の憩いの場となる都市公園・児童遊園の快適な環境を確保するため、維持管理（清掃・除草・樹木管理・遊具修理）を行います。	みどり環境課
167	学校体育施設の開放	地域でのスポーツ振興や文化振興および地域コミュニティのために、小中学校のグラウンドおよび体育館を学校教育に支障のない範囲で開放します。	生涯学習課
168	学校体育施設の開放	地域でのスポーツ振興や文化振興および地域コミュニティのために、小中学校のグラウンドおよび体育館を学校教育に支障のない範囲で開放します。	教育総務課 生涯学習課
169	道路のバリアフリー化の推進	富田林市交通等バリアフリー基本構想に伴う道路特定事業計画に基づき、バリアフリー化（段差解消、誘導ブロックの設置等）の整備を進めます。	道路交通課
170	教育施設の整備充実	市内学校（園）の老朽化した施設の改善を図り、教育施設の整備・充実に努めます。	教育総務課
171	移動式ベビー休憩室の貸し出し	市内の町会、自治会や各種団体が実施する屋外のイベント等でも授乳やおむつ交換ができるように、ベビー休憩室用のテントとおむつ交換台を貸し出します。	こども未来室
172	交通安全施設整備事業	交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、転落防止柵、路面標示など）の新設・補修や歩道の改修、信号機設置に伴う交差点改良を行います。	道路交通課

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

主な取り組み

No	事業名	事業内容	担当部署
173	学校園の安全確保（防犯訓練）	各関係機関の協力を得ながら、「学校園安全確保の日」を中心とした全市的防犯訓練を実施するとともに、学校園での安全管理体制を常に点検し、子どもの安全確保に努めます。	教育指導室
174	防犯教室	犯罪から身を守るため、地域や学校などで防犯教室を開催します。	総務課
175	交通安全教室の開催	子どもを交通事故から守るため、保育所・幼稚園・小学校・中学校において交通安全教室を毎年開催します。	道路交通課
176	青色回転灯パトロールカー運行及び補助事業	登下校時や帰宅後の児童への犯罪や、交通事故などからの安全を確保するため、市職員による「青パト」を運行します。平日の毎日、児童の登下校時刻に合わせ、小学校区毎に運行します。また、地域で実施される「青パト」の運行に対して助成します。	総務課
177	大阪府警による「安まちメール」の普及啓発	大阪府警の「安まちメール」によって、リアルタイムの情報が提供されることにより、地域の見守り活動に活用されるなどの結果、子どもに対する強制わいせつ事件の減少につながっているため、その普及啓発に努めます。	総務課
178	防犯ブザーの配布	市立小学校の児童の通学時の安全対策の一環として防犯ブザーを購入し、市立小学校の新入生に貸与します。	教育総務課
179	防犯灯補助事業	犯罪や事故の発生を未然に防止し、安全・安心な街づくりを進めるため、町会などの管理団体に対して、防犯灯の設置費および維持管理費の一部を補助します。また、いずれの管理団体にも属さない所での防犯灯の設置要望については、新たな管理団体の組織化を促すなど、早期設置に向けた検討を行います。	市民協働課
180	防犯カメラ整備補助事業	地域の防犯対策として、町会などが防犯カメラを整備する際に、設置費の一部を補助します。	市民協働課
181	通学路整備事業	通学児童の安全確保を目的に教育委員会と協力しながら通学路の整備を行います。	道路交通課

第8章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 庁内体制の整備

こども未来室を中心に、子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。

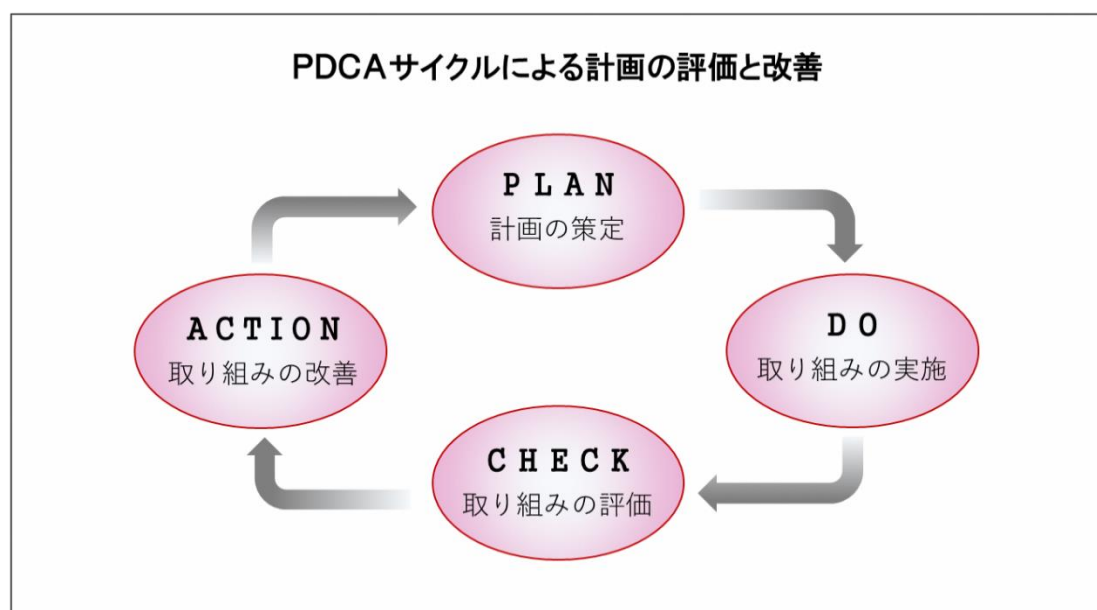
3. 地域における取り組みや活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持つよう、計画の理念や内容についての広報・啓発に努めます。

4. PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげるものとします。



1. 富田林市子ども・子育て会議条例

富田林市条例第 29 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、富田林市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 施策の充実及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、委員 20 人以内をもって組織し、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が行う。

2 子育て会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 富田林市子ども・子育て会議 委員名簿

3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
平成30年度	11月22日	平成30年度 第1回富田林市子ども・子育て会議 ・第1期計画の進捗状況等について ・第2期計画の策定に向けて
	2月5日	平成30年度 第2回富田林市子ども・子育て会議 ・第2期計画の策定に係る利用希望把握調査（ニーズ調査）案について
	3月6日～ 3月20日	「子育て支援に関するニーズ調査」の実施
令和元年度	6月6日	令和元年度 第1回富田林市子ども・子育て会議 ・第2期計画の策定に係る利用希望把握調査（ニーズ調査）の集計結果報告について
	8月26日	令和元年度 第2回富田林市子ども・子育て会議 ・第1期計画の進捗状況等について ・第2期計画のニーズ量の推計結果と目標量の設定について ・第1期計画達成状況調査報告書について
	11月1日	令和元年度 第3回富田林市子ども・子育て会議 ・計画素案について
	●月●日～ ●月●日	パブリックコメントの実施
	●月●日	令和元年度 第4回富田林市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果 ・第2期計画最終案の検討

第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月